

令和2年 第4回定例会

浦臼町議会会議録

令和2年12月 9日 開会

令和2年12月11日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第4回定例会 第1号

令和2年12月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 認定第 1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第 2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第 4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 一般質問
- 10 議案第52号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）
- 11 議案第53号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 12 議案第54号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第55号 浦臼町下水道条例等の一部を改正する条例について
- 14 議案第56号 奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更について
- 15 議案第57号 砂川地区保健衛生組合格約の変更について
- 16 議案第58号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 17 議案第59号 指定管理者の指定について（浦臼町立診療所）
- 18 議案第60号 指定管理者の指定について（浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設）
- 19 議案第61号 指定管理者の指定について（浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館「ジュース等製造施設」）
- 20 議案第62号 指定管理者の指定について（浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館「ブドウ果搾汁施設」）
- 21 議案第63号 指定管理者の指定について（浦臼町田園空間博物館石造り倉庫）
- 22 所管事務調査について（総務産業常任委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
産業振興課長	横井正樹君
建設課長	馬狩範一君
教育委員会 事務局長	上嶋俊文君
農業委員会 代表監査委員	畑山証君 笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	西川茉里君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。
定足数に達しております。
ただいまから、令和2年第4回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間をしたいと思います。
ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月11日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。
初めに、令和2年第3回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。
10月15日、令和2年第2回空知町村議会議長会定期総会を岩見沢市コミュニティプラザにおいて開催されました。
令和3年第1回定期総会の日程及び空知町村議会議長会主催行事について協議してまいりました。

総会后、空知総合振興局長高野瑞洋氏による空知管内の現状と課題について講演をいただき、広聴してまいりました。

次に、監査委員より令和2年9月分から11月分に関する例月出納検査及び定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

次に、所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第4回定例会では、議案12件、認定4件を上程いたしております。

各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第3回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスに関しましては、気温が下がり始めた10月以降、徐々に感染者数がふえ始め、道内では11月5日から本日まで100人を上回る発生数となっております。

11月20日には300人を超える事態となっており、道では10月28日、独自指標をステージ2へ、11月7日にステージ3へ移行し、今月11日までを集中対策期間としていましたが、これも延長される見込みとなっております。

幸いなことに、いまだ本町では感染者は出ておりませんが、近隣等医療機関、学校等でも発生しておりますし、全道的にもまだ衰える気配を見せておりません。

そのため、予定しておりました本山町訪問と町政懇談会を延期とさせていただきます。

今後とも換気が十分に行えない寒冷期は続きますし、年末年始で人々の動きも活発になる時期でもあります。

職員に対しては行動の自粛を励行するとともに、町民の皆さんには施設利用の面で当分の間はまだ制限を継続させていただこうと考えております。

次に、10月7日と11月7日の2回、鶴沼ワイナリーにおいて、無人走行車両によるスマート農業の実証試験を視察してまいりました。

先日、テレビで取り上げられておりましたが、国庫補助を活用した実証プロジェクトで、スマート農業の先駆者、北大の野口教授を中心に、通信、車両関係等の民間会社が加わって行われる予定です。

本年度はまだ準備段階となり、来年度から2年ないし3年をかけて無人走行による防除、草刈り、運搬等の実証試験が行われることになってございます。

最後になりますが、11月20日、議員の皆様にもご出席いただきまして、浦臼消防団本部の開所式を行っております。新たな施設でより充実した消防団活動を期待したいと思っておりますのでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第3回定例会以降の教育行政につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、2点につき報告をさせていただきます。

1点目は、9月17日の小学校体力テストについてでございます。例年5月ごろに全学年一斉に行っていた行事ですが、新型コロナ対策のため実施できておりませんでした。ことしにつきましては密を避けるため、月曜日は1年生、火曜日は2年生と学年別に1週間かけて行い、スタッフといたしましてPTAの役員の皆様、教育委員会事務局職員等が計測を行い、終了後希望者には給食を試食いただいたところでございます。

コミュニティースクールの目的にも通じる取り組みであり、PTA役員の皆様には感謝を申し上げるところでございます。

次に、11月10日の管内臨時教育長会議では、道の警戒ステージの移行に伴うコロナ対策について、空知教育局長からの説明があり、また同日付の道教委からの依頼を受け、児童生徒の健康観察に加え、同居家族の健康観察、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合の出席停止措置等について保護者への協力要請を行ったところでございます。引き続き適正な対応に努めてまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 認定第1号～日程第8 認定第4号（一括議題）

○議 長

お諮りします。

日程第5から日程第8までの4件については、関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、令和2年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を野崎決算審査特別委員長に求めます。

野崎決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（野崎敬恭君）

おはようございます。

決算審査特別委員会委員長報告を行います。

認定第1号より第4号までの令和元年度浦臼町各会計歳入歳出決算認定について審査を終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和2年第3回定例会において、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであります。

去る11月2日、11月4日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審査したところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略いたしますが、本委員会は令和元年度浦臼町各会計歳入歳出決算を認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

質疑については、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する特別委員会のため省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定いたしました。

これより、認定第1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は、一般会計について反対する立場で討論をいたします。

その詳細については、委員会でそれぞれ意見を述べながら、注釈もつけながら議論をしたところではありますが、私は大きく二つの点で指摘し、反対討論といたします。

一つは、道主導で行われていると思わざるを得ないジビエ事業についてであります。

計画の設定から実施までの時間、まさに去年はそういう時間になったところであります。

経過も今となってはかなり見えており、それから派生する問題についてもいろいろ議論されているところでもあります。

私は、大きく二つの点で意見を添えたいと思います。

一つは、計画の遂行に当たって、委託業者の選定、あるいは町がその必要性を認識するという点での討議の時間、大変不十分だったと私は思っております。

それから、もう一つは減量化施設の課題であります。

町民との接点の中で、この減量化施設に対する疑問の点としていろいろ出されながらも不十分であると言わざるを得ません。

その中で、減量化に対する最終的投資は町にとって大きなものと言わざるを得ません。

議論経過の中でも業者との分担、それから町の持ち分、そうしたことをも含めて議論をした経過でありますけれども、今ほど起きているような課題が山積をしているところでもあります。

申し述べたように、事業の計画、立案、それから実施に至るまでの課題、それから減量化施設の運用、運行にかかわる課題、これらについては大変同じようなことが繰り返されることでは、町のこうした事業に対する疑念がぬぐえないと思います。

あえて、もう一つ加えれば、指定管理のかかわりであります。事業として今回も今年度の後の予算でも出てくるわけですがけれども、指定管理のそのあいまい性に対して、監査委員も指摘し、議会も監査報告で指摘をしておりますけれども、より町が求める指定管理者との内容について、しっかりと意思を通していくべきでありますし、正確な報告を求めると、こういう視点がより大事になってくるのではないかと思います。

ジビエ事業についても、その指定管理業務の中でのより練り込んだ議論が必要だと私は今もって考えております。

したがって、計画立案、それから安全性の問題を指摘せざるを得ないところであります。

よって、これら予算執行に当たった元年度予算については反対するものであります。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○8番（中川清美君）

私は、令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算認定に賛成する立場から討論をいたします。

まず、令和元年度の決算について、浦臼町は健全化判断比率4指標の数値が全道トップクラスとなっており、大変評価できるものであります。

歳入については、農業所得の減少により町税が減少しております。普通交付税の算定では認定こども園が算定項目に追加され、対前年比2%伸びました。

特別交付税は9.6%減少したものの、地方交付税全体では0.7%増となっております。

国庫支出金では、ひばり団地建てかえ事業の建設に伴う充当財源が対前年比53.6%の増となっております。ひばり団地建てかえ事業の自主財源として公共施設建設基金より繰り入れを行っておりますが、一般財源不足による繰り入れはなく、前年同様改善が見られたところであります。

歳出については、JR北海道より札沼線代替輸送事業等支援金が一括納付されたことによる積み立てを行い、ジビエ食肉加工施設建設事業の工事による総務費の増、土木費ではひばり団地建てかえ事業、聖園川改修事業、ラウネナイ川改修事業と自然災害防止事業の実施、教育費では小中学校のパソコン教室の更新を行っております。

歳出経費の徹底した見直しや適正化計画等による公債費の繰上償還等の実施により次年度以降の負担軽減を図っている一方、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努められており、町の振興発展、住民福祉の向上のため鋭意努力されたものと私は評価をいたします。

今後も国の経済再生や財政健全化の状況、本町の人口減少など不確定要素も多く、また令和2年度以降に計画されている事業もあるということで、行財政改革の推進とより一層弾力のある財政運営が図られることを期待して、令和元年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成し、私の賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第1号については、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第2号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第3号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第4号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 一般質問

○議長

日程第9、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

市街中心部不在地主の空き地問題について、町長にお伺いいたします。

市街地の真ん中、役場前の住宅に住む高齢者夫婦が町内の施設に入居いたしました。

住宅は11月に解体し、宅地は不在地主に返却し、一握りの地主が持つ空き地は広大なものになります。

また、隣の高齢の方も町外の施設に入居し、この方も家に帰ることはできないとの家族からの話を聞きました。

いずれ住宅の解体もあるのではないかと危惧しています。ここも同じ不在地主の土地であります。

このまま市街地の空洞化が進むと、望まないような施設ができる可能性があるのではないかと、民有地ではあるが、町として中心市街地の空き地を放置しては、対外的にも町のイメージ、さらに町民のモチベーションも下がると思いますがいかがでしょうか。

行政も手をこまねいていないで、問題に介入しなければならないのではないのでしょうか。

そこで、町長にはこの中心市街地の空き地問題をいかがお考えかお伺いいたします。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員の町外在住者が所有している市街地中心部の空き地についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、数年前より役場周辺の国道沿いを中心に既存建物の取り壊しに伴い、空き地が目立ってきている状況や周辺の宅地について町外在住の方が古くから所有されている現状は私も認識しているところでございます。

議員の質問にもありました望まないような施設とは、以前の議会一般質問にもありました太陽光発電パネルなどの施設を指しておられるものと推察いたしますが、都市計画区域のない本町においては、民間所有の土地利用につ

いて、財産権の問題もあり、強制力のある規制が難しいとの状況がわかってまいりました。

確かに、問題として認識している事柄ではございますが、望まない土地利用を防ぐことを目的として、将来的な利用目的のない土地をすべて町が取得・賃貸することは困難であります。

このため、空き地バンク制度への誘導を図るため、納税通知書発送時に制度のチラシを同封する等、多様な機会を通じ空き地バンクへの登録を勧奨することにより、土地の適正な流動化に資する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議 長

再質問ありますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

先ほど述べたように、浦臼町の中心市街地が空き地が目立つようになってきました。

以前、行政も地主とコンタクトをとったとは聞いておりますが、土地が高くて手が出なかったとも聞いております。

また、きのうのニュースで、政府は脱炭素社会を目指し、グリーン投資の普及をさせると予算委員会で首相表明があり、手厚い支援があることで、太陽、風力などの売電企業にも助成金を出すようになるのではないかと。

そうすると、太陽光発電企業が我が町の役場前でも空き地があれば買収し、パネルを設置されるおそれもあるのではないかと、私はどこにでも設置される、それを危惧しているものでございます。

浦臼町には土地開発公社があり、宅地の取得、供給、販売するのが仕事と思いますが、今の市街の状況は行政が介入し、まずは土地を数軒分でも入手し、宅地分譲し、町のにぎわいをつくらなければならないのではないかと考えております。

多少高くても公社で取得し、区画整理をし住民に販売することで、空き地をつくらない、それが望まないような施設ができなくすることはないかと思うがいかがでしょうか。

我が町には、第4次浦臼町総合振興計画、うらうすチャレンジプラン後期基本計画ができ、その中で第5章の中で土地利用、住宅、宅地、移住、定住などもうたっております。

私は、町のイメージダウンにならないよう、小さな町ながら住民数が安定して住む町、多様な商店ができ、にぎわいができる町に、町長が先頭に立ち、ぜひ旗を振っていただきたい。

そうすることで、商工業者も安定して事業をなすことができるし、さらにそれが1次産業の新規就農者なども楽しく定住していただけることになるのではないかと考えています。

この件につき、再度町長の意見をお伺いしたいと思っております。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

私といたしましても、町の中心部に空き地ができること自体を望むものではありません。

以前もお話ししたかとも思いますけれど、太陽光発電、再生可能エネルギーの国道沿いへの設置につきまして、何らかの規制がないものかということで、北電の所長さんとお話をさせていただいたことがありますけれど、所長が言うには、やはり今議員おっしゃられたように、国策で国がどんどん推し進めていると、補助金を出してまで進めている状況にあって、電力事業者に対しては速やかに、国が許可を出した場合は北電もすぐに申請を受理せよということで、そういう形で今進めているところだということで、北電としてはとめるとかということとはできないというお話をいただいているところです。

そうなれば、あとは全国的に見れば前回の議会でもありましたけれど、景観条例等で一定の縛りはできるのですけれど、最終的に例えば裁判とかになった場合は、やはり個人の財産権にかかわる部分でありますので、勝てないという話を聞いております。

ですから、野崎議員がおっしゃるように、本当にもう買うか借りるかするしかないようなところはあるんですけれど、出てきた土地すべてをそこに再生可能エネルギーの施設が建ったら不都合だからといって、当然買うわけにもいきませんし、今検討しているのは空き地バンクとさらに完全な制約にはならないにしても、条例といいますかガイドライン的なものを考えて、一定の制約にはなるような形でここは進めていきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

やっぱり、国が今脱炭素社会を目指すというのは、当然私も理解しております。

だが、どこにつくってもいいというような社会であったら、ああいうものは選択して集中して電気を起こすと。ここら辺でつくるのであれば、それは自分の家の電気につくるのならそれでいいのかもしれない。余ったやつを売電すると。

ですが、今町の中に入ってきているのは業者ですね。その業者が町の中心部に迫ってきていると。

その中心部は、せめてもうそこら辺まで入ってきていますから、それをどうにかせいというわけではなく、行政の役場のある真ん前あたりはこれからどんどんあくので、それを防がなければならない。

何とかそれをやっぱり数軒分でも土地開発公社を使い、そして宅地造成して、そして定住してくれる若い人たちに販売すると。その多少の差額は出ても、ここで行政役場の真ん前にそういう望まないような施設ができるよりは数段いいのではないかと思っています。

大体、そういうことを先ほども言ったように、こんなのぼんぼんぼんぼんつくられると、モチベーションが下がりますよね。

まして、中心部にそんなの、もしかしてできたらの場合でございますけれど、町長がおっしゃったように、それを多少でも食いとめるようなことをいろんな法律をちょっと勉強して、ぜひ中心部にはそういうものをつくらせないような方策を頑張ってつくっていただきたい。本当に心から願うところがあります。

町長の心意気を最後にお聞きして終わりたいと思いますけれど、よろしくお願いたします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

今おっしゃられたように、今は多分真正面の土地のことを言われているのでしようけれど、今後とも随時そういう土地が出てくるというのを多分想定しておっしゃられているのかと思うんですけど、そのすべてを町が買って、それを宅地として売るというお話ですけど、またその宅地としての需要も国道沿いということで、最近ではなかなか引き手がないということもございまして、なかなかそのすべてを宅地にしていくというようなことも考えづらいところであります。

今申し上げたように、少しでも抑止効果のある手立てを考えて、手を打っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議 長

発言順位 2 番、東藤晃義議員。

東藤議員。

○4 番（東藤晃義君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきます。簡潔に質問したいと思います。

町長に、今後の道の駅のスタイルをお聞きしたいと思います。

ことし9月で道の駅が移転して、温泉の隅の方で行っていますが、よその町から見たら、道の駅らしくないと言う方もおられます。

以前入っていた道の駅のところもかなりの老朽化が進み、もう30年以上たっているかなと思いますけれども、今は冬ごもりをしています。

春になると、ゆめやさんと五葉フーズさんが利用するのか、休んでいても電気代、水道の基本料金がかかると思います。

現在はとめてあるようですけれども、町としての今後どのような考えがあ

るのか、グランドデザインなどで話は進んでいるかなと思いますけれども、どのような考えかお聞きします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、道の駅は温泉にて仮営業を行っております。

産業観光推進グランドデザインにおいて、観光の拠点となる施設について検討を行っており、施設整備を行うまでの間、現状での運営を考えてございます。

現在、旧道の駅施設を使用されている団体につきましては、当該施設を解体するまでは現状での使用を可能としているものであり、電気・水道等の基本料金については町で負担し、それ以上のものについては使用者に負担いただくこととなっております。

以上です。

○議 長

再質問ありますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今お聞きしました。

温泉の方に行くには、中に入るには10時でないと開かない。温泉開くのが10時なんです。

レストランの方も11時から1時半までだったかな。もうあとは食事の方は一切できない。ただ売店の方だけ開いているということですけども、何となく寂しいなという気もしますけれど、当面そのスタイルでいくというのであれば、それも仕方ないですけども、ドライブインの跡を道の駅にしたんですけども、表はそうでもないんだけど、裏に行って、去年ぐらいに1度壁を直してはいるんですけども、もうかなり手入れしなかったらもたないという感じはあるんです。

ただ、前町長の斉藤町長さんも道の駅の再開発ということで進んではいたんですけども、検討を行うといたら、もうある程度やらなかったら、もう2年、3年、4年とすぐ月日はたってしまうんですね。

せっかく国道沿いに公園もあって、道の駅というのがあっていいかなとは思いますが、公園も手入れして、ちょっと手抜きのところもあるんですけども、鶴沼公園といたら以前北海道百景に入っていた公園の一つなんです。

公園の方はこれから整備するということですけども、道の駅を建て直す気持ちはあるんですかということをお聞きします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

齊藤町長の時代から、グランドデザインということでもう数年たっているわけですが、私が今回就任するに当たって、新しい提案を含めまして、再度検討したいということで皆さんにもお願いいたしまして、今それをやっているところでございます。

これから後の質問にもお答えすることになりますけれども、まだ皆さんにお見せできる段階にはちょっと至っていないものですから、まだそういう機会を設けていないところですが、年が明けましたら、なるべく早い段階で皆さんにお示しさせていただきまして、ご意見を賜りたいと思っております。

建てかえる気があるのかどうかという意味では、建てかえたいとは思っております。

ただ、町民の皆さんからも再度ご意見をいただく機会を設けまして、最終的にはそれをもって判断させていただきたいと考えているところです。

○議 長

再々質問ありますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今、町長の方から立て替えたいというような話を聞きました。今はまるっきり温泉の方にいっちゃって、こっち側には、今までとは車の流れもあって、車が止まるのが不便だけでも、それでもだいぶ良くなっています。

ちょっとお聞きしたら月に50万円払っているというんですね。トイレの水、いくなれば電気代、光熱費、トイレトペーパー代。あとは諸々はわかりませんが、それはそれで利用しているんですけども、今度温泉の方へいったらそこが道の駅になってしまうんですけども、温泉の周りが管理があまりなされていない。草が生えている、壁にはカビみたいに蜘蛛の巣がはっている。中からはそうでもないけれど、近くに行ったら結露目に入ってしまうんですけども、道の駅が入った以上は温泉だけではなく、そういう管理にも力を入れて欲しいなと思います。以上です。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

すいません、すべて把握しているわけではなかったもので、再度確認いたしまして、来春から対応していきたいと思っております。

○議 長

発言順位3番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

第4回定例会におきまして、私の方から町長に3点について質問させていただきます。

今回、通告にはちょっと概略的に載っているわけですがけれども、数字も入れた中で加えた質問になると思いますけれど、よろしくお願ひします。

一つ目の質問ですが、コロナ禍における本町の農業生産力を守るためにということで、町長に質問させていただきます。

新型コロナウイルスによるパンデミックは、いまだにおさまる様子はなく、我が国においても連日のように感染者の増加や医療現場の窮状を伝えていきます。

本年もあと二十日余りで終わり、新年を迎えるわけでありましてけれども、何とかおさまりの気配でも感じる事ができ、明るい新年を迎えることを望みたいと思います。

農業者にとっても、来年の営農については大変気がかりとなる時期であります。

幸い、今年度の作況については北空知作況指数107、品質、量ともに満足のいく結果となったと言えます。

一方、全国の収穫量は今のところ作況指数101で735万トン、これが100の場合は729万トンなんですけれども、その前後の収穫があると見込んでおります。

一方、消費量については、当初717万トンを見越していたわけでありましてけれども、新型コロナ影響で5.2万トンの消費減少を当初推計下方修正しました。

実際には、外食産業の減少で2月から6月までの消費全体がおおよそ9万トンと言われております。

農水省は来年度の主食用米適正生産量を679万トンに設定し、よって作付面積を6.7万ヘクタール、非主食用に転換するとしました。

JAグループは20万トンの調整保管を予定しておりますけれども、それでも180万トンと言われていた適正民間在庫量を30万トンほどオーバーすると予想されています。

今後、数年かけて需給環境を整備していくものと思われませんが、国は飼料用米への支援を強め、産地交付金に追加していくことも検討している模様であります。

将来を見据え、本町の農業生産力を維持、継続、発展させていくためにどのように取り組んでいかれるのかお伺ひします。

2点目に、ジビエ加工センターの運営についてであります。

農水省は、10月23日、国産ジビエ認証制度に係る認証機関により国産ジビエ認証施設第17号として、本町のジビエ処理加工センター北海道シュヴルイユ浦臼工場を認証したと発表しました。

国のジビエ倍増モデル事業としてスタートした加工場ではありますが、本年4月の段階では受け入れ数が少ないということで、ヒグマとカラスを含めた

野鳥類を加工に加えるということで説明を受けました。

先日の説明では、予想以上の受け入れ頭数があったということで、現在受け入れ制限をしているということでもありますが、さらには減量化施設の処理能力が予想を超えたということで、産廃処理をさせてくれとことこの費用として250万円の負担のために適正予算を議会として承認したところがあります。

ここで考えなければいけないのは、減量化施設に対する考え方です。

ジビエ de ウラウスが後にはジビエ de そらちになり、道の職員の派遣として願ったわけでありませけれども、空知の中核の施設として運営に当たるというのが当初の目的と考えます。

当初目的の年間800トンの受け入れがほぼ予定どおり可能となった中で、本町からの受け入れは約その1割にも満たない中で、広域的なほぼ管内全市町から受け入れを果たしているわけでありませから、当初の目標を果たしていることは喜ばしいのかなとは思いますが、当初の説明と違って、町の負担がふえていく中に疑問を抱くものであります。

そこで、町外から持ち込まれたシカに対しては相応の手数料を維持管理費として徴収するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、今回国産ジビエ認証施設として認証された今後の有利性をあわせて伺いたいと思います。

3点目に、交通安全対策としてであります。

札沼線が廃止され、町内にある踏切はすべて一般道路として通行されております。

かつては大型車の停止に問題が発生するとして、信号をつけられないとなっておりました晩生内の道道美唄浦臼線と国道275号線の交差点もその問題はなくなったわけでありませ。

特に、これから冬場、見通しが悪くなって、ちょっと不便なところがあります。

交通安全の対策として、信号の設置を願うものであります。

以上、3点をお伺いします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の1点目のご質問にお答えいたします。

農林水産省では、2021年産の主食用米の適正生産量が前年より30万トン少ない697万トンと設定いたしました。

今後、生産の目安として全道の市町村に配分され、その後、生産者の作付意向調査等を行い、各地域の作付希望による地域間調整が行われます。

本町におきましては、ここ数年当初配分を上回る主食用米の作付意向となっておりましたが、地域間調整によりすべて作付意向どおり主食用米の作付

を行ってきているところでございます。

来年度以降につきましても、高品質・良食味米の安定生産、水張り面積の維持・拡大、水稻栽培の効率化など生産力の強化について支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目のご質問にお答えいたします。

まず、減量化施設に搬入されるシカにつきましては、町内で浦臼猟友会によって捕獲されたもの、農業用排水路で事故死したもの及び加工センターから搬出されたものの3種類となっており、町外から施設へ直接搬入は受け入れておりません。

なお、加工センターの管理者からの手数料徴収につきましては、将来的に負担していただくこととなりますが、これまでもお話ししましたとおり経営が軌道に乗るまでの当面の間は猶予するという考えを継続してまいります。

また、認証等につきましては、北海道HACCP衛生管理導入評価A、北海道エゾシカ肉処理施設認証及び農林水産省国産ジビエ認証を取得し、全国に製品の品質や安全性をPRしており、国産ジビエ認証によって輸出にも対応できる状況となっているところでございます。

3点目のご質問にお答えいたします。

交通安全対策といたしまして、道道美唄浦臼線と国道275号との交差点への信号機設置に関するご質問ですが、過去にも公安委員会と信号機設置の協議を行いましたが、踏切と近接していることから安全性と緊急度の観点から見送られた経過がございます。

現在はJR札沼線の廃止により踏切が撤去されたことから、大型車の滞留スペースも必要がなくなり、安全性が確保されましたので、関係機関と設置に向けて再度協議を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議 長

ただいまから、休憩としたいと思います。

11時まで5分間の休憩をとりたいと思います。

換気をするために一たん窓をあけさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1点目の質問について再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

これから農政がどうなっていくかというのが非常に大変な分岐点に来てい

と思うわけでありませう。

テーマが大きいので、では町としてこうする、ああするという返事というのは非常に難しいと思うんですけども、今まで昭和48年、転作政策が始まって、何回も農政っていういろんな分岐点があったと思うんですね。

今回、来年これだけの面積がいわゆる主食用米から外れなさいということになります。

10年前は予想生産量は800万トン前後だった。たった10年で100万トン減っているんですね。国の施策で。

申しわけないんですけど、私は679万トンだと、これは10月16日に農水省が発表したんですけど、今確認しましたら先日農水省が697万トンに修正したということで確認しましたので、答弁にあった697万トンの方が正しいんですけど、実際は10月16日には農水省は679万トンと言っていたんですね。それぐらい今米は余りますよという世界に入っちゃったんですね。

多分、ピンネ農協は水張り面積を変えようとしなはざるんですね。今までの政策的には。

ですから、加工用米であったり、飼料用米であったり、そういうもので水張りを守ろうとするとおもうんです。

そのときに行政がどうかかわっていくのかということをおある程度考えとしてしっかり持っていたきたいなというのが今回の質問の内容であります。

今回、国の特別対策を実施するということの内容をちょっと確認しましたところ、例えば輸出用米の新米開拓に補助金を出そうと。加工用米、麦、大豆、野菜などの高収益作物などに特別対策をしようというのが今回国の対策として出ている、お聞きしていると思うんですけども、過去に前例のない対応を実施するということまで表現している。

行政が農協に一切お願いしますという世界ばかりでは僕はいけないと思いますので、どういう姿勢で対応していくか。

かつて、空知管内というのは北海道の各市町別の農産物売り上げでトップだったと思います。空知が1位、2位が上川という米の全盛期があったわけですけど、今たしか空知は全道で第5位でないですか。それぐらい落ち込んでいる。

上川は、逆に空知を抜いたはずなんですね。なぜ上川は抜いたか。今まで乗り越えてきた農業政策の中であって、もう米から離れて特産品を町としてつくり上げていこうということで、例えばカボチャであったり、ニンジンであったり、政策も加わった中で産地としてつくり上げていこうとしていたんです。

空知は大変気候に恵まれて、米も順調にでこぼこなくとれるものですから、やはり米に対する執着が空知は大きかった。

今まで水張りを守ってきたわけですけども、残念ながら管内としての農産物の売り上げというのは落ちてきてしまった。

そういった中で、浦臼町もいろいろ頑張ってきた時期があります。

例えば、イチゴであったり、アスパラであったり、いわゆる高収益作物に皆さん取り組みませんかということで、町を挙げてやった時代もある。

今回、これだけの面積を主食用米から外していくということは、やはりこれから国民の人口も減っていく、外食産業も今回2月から6月までで9万トンですから、そうすると7月、8月、9月、10月と全部経過しているわけですから、単純に考えれば、その場合以上に外食産業の減少は起きていると思います。

どんどん消費がそれだけ落ちていってる。田んぼの生産量が730万トンということは、年間消費量が700万トン前後、704万トンぐらいに国は言うはずですから、作況指数はもう100だけでもうそれだけ二、三十万トン余る世界で、これからつくっていったら困るということこれから政策として国はやっていくはずなので、何とか水張りを守っていくのか、あるいは町として、今例えば若い人たちいろいろ取り組んでいますよね、ブロッコリーであったりニンニクであったりということで取り組もうとしている。

だから、そういうものに対して町も応援していこうとする考えがあるのかということで、今回こういう質問にさせていただいたわけでありまして。

ですから、町長としての考えを聞かせていただければ。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、コロナ禍ということで、30万トンからの米がつかれないという事態が発生したわけですが、それ以前から少し考えていたところがありまして、ちょっと大きな話ですが、地球温暖化という最近の動きの中で、日本においても作物の北限がどんどん北に上がってきているという状況があります。

何かの講演で聞いた話でもあるんですけど、いずれは気温がどんどん九州の方から上がってくると、やはり病気といいますか、今とは違う、同じ米がつかれなくなるような時代がいずれ来ると。

最終的に、残るのは北海道だという、そういう講演を聞いたことがあるんですけど、私ももっと作物は米もあり、麦もあり、多様性があっていいのではないかと、その方が何かあったときに耐えられるのではないかとという思いもあって、そういう考えもしていたんですけど、最終的に北海道となったときに、では北海道のどこなのかという考えになったときに、やはり最終的には空知と上川が残るべきではないかという考えを持ったことがあります。

それが正しいかどうかは私にはわかりませんが、米はやはり空知、ちょっと南の方は難しくなっているのかもしれないですけど、少なくとも中と北は空知は米で最後まで残った方がいいのではないかという思いは持

ってはいます。

ただ、国の方もやはり米余りという状況がありますので、高収益作物に移行を進めるという話も別に出てきております。

若い農業者の皆さんと8月に話した機会があったんですけど、そのときは米以外で収益が上げられるもの、また将来的に新規就農者を招き入れるときに何かこれはという作物がないかというご意見をいただいたときには、やはりそのときはニンニクという言葉が出てきました。

そこで、それは若い方だけの考えで、当然それを売っていかなければならないわけですから、当然そこだけつくりたいからといってつくれるものではないのかもしれないですけど、そういう体制を整えば、やはり新しくニンニクなどにも取り組んでいきたいし、それを支援できる体制も来年からでもできればということで、今ちょっと検討しているところではございます。

そういう意味で、本当に米で空知、このままこの先も進んでいくのが正しいのかどうかは、ちょっと私にはわからないところはありますけれど、今のところは米があくまでもメインであって、ほかの作物も随時取り入れていくような形で、それを支援していく体制を整えていければと今のところは思っています。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

特に答弁は要らないですけど、今まで北海道って冷害に強い米に対して探究してつくってきました。

今、温暖化の影響がありまして、先日山形で食味もコシヒカリに近い特A的にいけるのではないかというぐらいの暑さに強い米ができたということで、今時代は暑さに強い米をつくろうということになっているそうですので、ぜひ向こうもそういう危機感を持ってやっているわけですから、北海道として負けないようにやっていけるように応援していきたいものだと思います。よろしくお願いします。

○議 長

2点目の再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ちょうど折坂議員の資料の中に、加工場に受け入れしたシカの頭数の資料を載せていただいておりますので、それでいきますと、これは9月までの資料ですが、奈井江町が139頭、新十津川町が209頭、一方の浦臼町が32頭という資料を見させていただきました。

今回、補正予算で加工場に対して、私どもこれで2回の補正予算の承認を行った経過があります。

再質問、時間があれなので簡単にいきます。

今回250万円の補正予算、私ども賛成したわけでありましてけれども、これ各市町村からこれだけ入っていて、その各市町村で捕らえたシカに対して、駆除費、交付金ありますよね、うちの町はたしか8,000円、2,000円足しているはずですよ。

この各市町村の内容がもしわかれば教えていただきたい。

例えば、道が8,000円、1頭駆除に対して出している。

ここに持ち込まれたものは、その駆除というのであれば、各市町村に届けをして加工センターに持ってくるわけですよ。

ということは、例えば隣町の新十津川町で209頭、これ全部が駆除ではないと思います。狩猟もあると思うので、ちょっと正確にはわかりませんが、たしか新十津川町は今までこの浦臼町の加工場がなかったときには町として独自に処理しなければいけなかった。

たしか、その費用だけ五、六百万円かかっていたんですよ。

今回、浦臼町はこれで200頭も大体持ってきたということは、町の負担は要りませんよね。どんどん浦臼町に持って行ってくださいという世界になると思うんです。

当初の目的がそうだったから、それはそれでいいですよ。ジビエ倍増モデル事業ですから。

ですから、自分が言いたいのは何かといたら、今回補正予算で減量化施設に対して2回の追加措置をした。うちの町が。

それで、うちの町が入れているのは32頭、1割にもいかない。

これはジビエdeそらちとしてやろうということになったわけですから、ましてや道からも派遣職員に来ていただいて、何とか受け入れている空知の市町村に対して、その辺の頭数負担を求めてはどうですかというのが町として対応すべきことなのではないですかということなんです。

だって、加工場に入ってきて、加工されたものが全部アイマトンに行って、それがすべてアイマトンの利潤になりますよね。

浦臼町はどうなのか。建ててあげて、減量化施設は町の管理ですよ。そこに対して町の費用としてその維持費を2回の補正予算でもつぎ込んでいった。これからもある可能性がありますよね。

当初の予定の800頭でこれだけの250万円の処理しなければいけない事態に陥ったわけですから、またそのようなことがないとは限らない。

今現場の人に聞いたら、私どもに説明ありましたよね、あのとき。こっこの処理場で三つの山をつくって、それぞれ回転させていきながら、腐食を進ませていくんだという説明を受けました。

現場に聞きましたら、とてもできる状況ではないという返事ですよ。三つの山になどでできないよという。あの建物の狭い30坪の中で、ショベルが入って、はい、これ三つの山、無理と言ってましたよね。

そこら辺どうなのかなと思って。それが再質問です。それが1点ね。

それで、今回国の認証を受けたんですけど、北海道HACCP自主衛生

管理認証制度というのがあって、この認証は今指定はされているんですけど、認証は受けていないんですよ。

浦臼町は17番目で、国の認証を受けた方では16番目で豊富町のサロベツベニソンというところがある。16番目に認証を受けているんですよ。そこもエゾシカの加工をしているんです。

でも、そこはもう既に北海道HACCP自主衛生管理認証制度はもう何年も前に受けているんですよ。

だから、それだけ積極的にうちは衛生管理していますよということで頑張っているところがある。

浦臼町も今回加工場が受けたわけですけども、一つ聞きたいのは、二つ目ね、浦臼町の加工場は国の認証制度を受けたわけで、アイマトンは販売元になると思うんですけど、今回その1次産業に対して国の認証を受けているんですよ。

たしか、これ、1次も2次も含めた中で国の認証制度だったと思うので、今回国の認証を受けたのは浦臼町の工場なんです。アイマトンではないんですよ。

アイマトンは国の認証を受けたシールを販売に常時使えるのかどうか。販売元だからいいのかなと思うんですけど、そこら辺の確認が2点目。

3点目、今回800頭近くいて、4月には採算が合わないからヒグマ入れさせてくれと。カラスを入れさせてくれということで説明を受けました。

今回、今度は10月には予定以上に頭数が入ったということで、例えば処理が間に合わないという説明を受けました。

北海道シュヴルイユ浦臼工場の収支報告書をぜひ開示していただきたいというのがお願いします。

それが私どもも例えばこうやって認証を受けたんだから販売に力を入れなければいけないというのであれば、私どももそういう販売のセールスに対しては応援しなければいけないことになってくるわけですよ。

ですけど、例えば実際の収支もわからないで応援もできませんから、本当に大変なんだというのであれば、本当に頑張って応援しなければいけないと思いますので、そこら辺で浦臼町工場、アイマトンとなると合体しちゃうので、これまた違う世界だと思うので、浦臼工場の収支、先ほどの減量化施設に対する各市町村の負担をお願いするというのはやっぱり町長の行政力だと思いますので、ぜひそれを道の派遣職員もいるわけですから、含めた中で頑張っていただきたいと思うのが。これでいくつ、質問。3つ。

その収支報告の中には、もう一つ加えてほしいのが、移動処理車2台ありますよね。その運行表もつけていただきたい。これお願いします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、1点目のご質問にお答えいたします。

まだ私が副町長時代にこの事業は始まったわけですが、当初他の議員さんでしたか、他の自治体からも負担金をいただいたらどうだという話はたしかそのときもあったかと思うのですが、その話を受けまして、それぞれ各町に説明に歩くときにお話しをさせていただいたとは聞いておりません。

それで、その回答が、新十津川町さんの場合は受け取って、雨竜町かどこかの施設に持ち込んで有償で処理しているというお話は前々から聞いていたのですが、それ以外の町につきましては持ち込まれたハンターさんが写真とつけて、申請に来るハンターさんに経費といいますか9,000円なり1万円を払っているわけですが、処理経費につきましてはそれに含まれているという考えだという町が大半だったと聞いております。

ですから、その中に含まれているので町としては支払うことはできないという回答を、すいません、皆さんにもしたかどうか、ちょっと記憶しておりませんが、そういう考え方だということで、そのときはお話を聞いております。

ですから、その同じ考え方でいけば、持ち込んだハンターさんから一定の負担金を取るのか、アイマトンさんの方でその辺はご負担するのかという、多分そのアイマトンさんから何らかの形でいただくことにしかならないのかなとは思っているわけですが、今のところの回答としてはそのように考えているところです。

ちょっとシールの関係とかにつきましては担当で頼みます。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

質問にお答えいたします。

今回、国産ジビエ認証の認証を受けまして、全体的には北海道エゾシカ認証のところと国産ジビエの認証のところのシールはそのまま販売するときに使えるものと思っています。

以上です。

○議 長

あと収支報告の方の質問の答弁を。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

指定管理を今回していただいております、指定管理に関係するところの資料、収支報告については開示できるものと考えております。

ただ、会社全体ということになりますと、そこはまたちょっと変わってきますので、シュヴルイユの関係については今後議会等で説明できるのかなと思っています。

移動処理車の運行簿についても、あわせて報告、説明できるものと思って

おります。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ちょっとこの資料をよく見ましたら、796頭が入っているということで、当初の説明で2時間以内に持ち込まなければいけないはずなので、例えば浦臼町内で外れた晩生内で1頭雪の中で撃ちました。それを持って行きますよ。最低1時間以上かかるんですよ。

今回見たときに、空知管外128頭がいる。空知の端っからそういう処理をして持ってきた場合2時間は超すと思うんですけども、そこら辺の内容というのは把握しているのかどうか。

それで、各市町村はハンターを多分登録するはずなんですね。受け入れしますよという事前に登録するはずなんですけど、これだけ空知管外の方もいらっしゃるといことなのか、そういうことで再々質問を終わりたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

まずハンターの事前登録制については事前に登録された方しか受け入れないということにしていますので、事前登録していただいております。

人数につきましては、ちょっと今正確な数字はわかりませんが、半分近くは空知管外の方で、札幌市の方とか石狩市の方とかもハンター登録されている状況であります。

その方々につきましては、狩猟期になりますと空知の方に来まして、シカを撃って搬入してくるということになっていきますので、例えば石狩市で撃ったものを持ってくるということは基本的にはないと思っております。

それと2時間以内というところのルールがありますので、そこについてはアイマトンの方で肉質等を確認、あとはハンターさんとの確認をしながら、基本的には2時間以内のものを受け入れをしているということになっております。

時間を超しているものにつきましては、ハンターさんに説明しまして、ペットフード、ペット用のものに使うよということで説明して買い取りをしているという状況になっています。

以上です。

○議 長

それでは、3点目の再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

晩生内の交差点の信号なんですけれども、長年の念願でもありますので、ぜひ頑張って開発局と交渉していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

答弁いいですか。

○3番（柴田典男君）

はい。

○議 長

それでは、発言順位4番、中川清美議員。

中川議員。

○8番（中川清美君）

令和2年第4回定例会において、町長へ質問をいたします。

浦臼町の基幹産業であります農業の実態を見たとき、全道、全国を見ても同じ少子高齢化に伴い、本町においてはさらに加速されているのが現状であると思われまます。

本町においては、その対策として新規就農者の窓口などがありますが、なかなかその効果は目に見えてあらわれていないのが現状であります。

考えられる要因といたしましては、水稻主体の浦臼町においては土地利用型の営農が多くを占めているためであり、そのための就農に当たっては多くの投資が必要になり、また土地のほか多くの種類の農機具などが求められ、ほとんど不可能と考えられるところであります。

そこで、これらの要素を考えると、親元へのUターン就農を積極的に推進することが重要と考えられるところであります。

しかしながら、Uターン就農をするにしても新たに多くの経費が発生するものでありまして、例えば家族連れでUターンする場合、その生活の場所、また生活費や目に見えない出費が重なるほか、土地の購入等による規模拡大が求められ、またそれに付随して農機具の大型化や農地の整備など経費が必要とまた考えられるところであります。

今後に向け、浦臼町も農業者の高齢化も格段と進み、それに加えて遊休農地の発生にもつながりかねない状況下であります。

今現在の後継者の経営面積では、おおむね20町から30町ぐらい持っているのが当たり前でありまして、これらの規模拡大の勢いにも限界が見られているところでもあります。

この支援制度を創設することにより、人口増、第1次産業の活性化、また町税の安定確保と、そういう大きな費用対効果が継続されると思うが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

本町では、農業者の高齢化が進み、後継者のいない農業者も多いことから、農地の維持については今後の大きな課題であると認識しております。

このような状況の中でも、少数ではありますが、新規就農者やUターンによる就農者がおり、議員ご指摘のとおり就農に際し、設備投資等に多大な費用を要することも承知しております。

本町における支援施策につきましては、国の事業であります農業人材力強化総合支援事業や町独自の事業として若手農業者チャレンジ応援事業を実施しておりますが、今後は就農支援や効率的農業の促進などより幅広い施策について検討してまいりたいと思います。

また、今後農家の1戸当たりの経営面積がふえていくことが予想されますので、状況に応じた施策についても引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議 長

再質問ありますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

ただいまの答弁をいただいたわけなんですけれど、非常に簡単な答弁の内容でないかなと。また重みのない簡単な答弁でないかと思って、本当にびっくりしたところでありますし、今回新たにチャレンジプランが出されたわけでありまして、その中にもしっかりうたわれていることの問題もあります。

非常にもっと親身に真剣に考えていただきたいというのがこの答弁についての第1印象ということでもあります。

先日、12月6日に道新の記事に載っております、今回のコロナ禍によりまして、都市から地方への移住が非常に加速されているという記事が載っております、ことしの4月より10月までに7カ月間連続して毎月編入がふえているというのが現状であります。

全国的に非常に拡大されているコロナの現状のもとで、そういう状況があるのかなと考えているところでありますし、これを機にまた親元への就農もやっぱりしっかり考えておられる浦臼町出身の若者もいるのではないかなと考えているところでもあります。

この問題につきましては、いろいろ農業政策としましては、浦臼町としてはここ十数年、詳しく言えば前町長の斉藤町政、またその前の岸町政と、この町政についてはなかなか農業政策については思ったように踏み込んだ政策が打ち出されていなかったのが現状でないかなと私は思っているところであります。

そして、今回いよいよ親が農業でありまして、しっかりと農業通の川畑町長が誕生して、私も非常に期待をしているところでもありまして、この後継者対策については、今しっかり取り組まなければ取り返しがつかなくなるこ

とが懸念されているところであります。

また、さらにこの問題においては、JAにも共通すると私は考えているところであります。

JAにしましても、現在組合員の高齢化、また認定農業者の減少によりまして、経済団体としても大きな運営に支障を来たしてくるものではないかと私も危惧しているところであります。

また、組合員の減少に伴いまして、賦課金の増額や手数料の値上げと、いろんなところにもはね返ってくるのが農家に来るとというのが、これは経済団体としての組合員出資の組合でありますから、これは必要と考えているところであります。

今後、この問題についてはJAとUターン支援についてしっかり本格的な懇談が必要ではないかと私は考えているところであります。

町単独でできるものではないと考えておりますし、さらにピンネ農協は浦臼町と新十津川町の合併農協でもありますので、そこら辺を含めた中で新十津川町もやっぱり含めた中で取り組んでいかなければならない問題ではないかなと考えられると思いますが、今後川畑町長のしっかりとそちらの方に向けての動き、考えをお聞かせ願いたいと思っております。

また、加えて現在浦臼町において商工業者に対しての町内の誘致に対しましては、企業立地促進助成金、また中小企業サポート事業と、新たに浦臼町で事業を起こすには十分な資金援助制度があるわけでありまして、ぜひともここで町の基幹産業であります農業再編のための支援資金対策として、今回の商工業に対しての対策と比べると、かなりの温度差を感じるのが現状ではないかなと思っております。

これらをかんがみたときの町長はどのようにこの温度差を感じるのか、そこら辺の考えも聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

あっさりとした回答になりまして、申しわけありません。

私の町長就任のときの公約の中に農業の振興というのを、防災を抜かせば1番に上げていたわけです。

それに向かって、今農地再編事業ですとか、できるところから手をつけていっているわけですが、今ご質問いただきましたUターンに対する支援、これ以外にも当然現行の農家さんへの支援、さらに新しい時代に対応するAI農業に対する支援ですとか、本当に幅広い支援が他の町では行われているけれど、浦臼町では行われていないものがかかなり目につくところがございます。

それで、中川議員がおっしゃられたUターン支援をまず来年からやるのか

というのは、今ちょっとここでは答弁できませんけれど、幅広いスマート農業の導入ですとか、効率的農業の導入、さらに経営的な支援も含めまして、何からやっていくのかというのを今担当とも協議しているところでございます。年が明けましたら、令和3年に向けての施策につきまして、ご提案をさせていただきます。ご意見をいただきたいと思っております。

もう1点、商工業者と農業者に対する温度差という言葉を使われましたけれど、なかなか商工業者に対する支援というのがこれまでほぼなくて、斉藤町長の時代に、今おっしゃられた2点につきましてはできたのかなと思っておりますし、私が就任してすぐ金額の増額をしたのも中小企業の振興条例になっております。

今申し上げましたように、農家の方に対する支援につきましては、これから一つずつ提案させていただきます。期待に沿える形になるかどうかわかりませんが、少なくとも他の町に劣らないような制度には持っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

再々質問なんですけれども、今の答弁の中にも、現在いる若手農業者チャレンジ応援資金もありますし、若手に向けてのまた拡大も考えているということもやっているとということでもあります。

ここでしっかりちょっと考えていただきたいのは、現在いる若手も大事なんですね。

それよりも、その底上げを考えていかなければ、その制度を使う若手農業者もなくなるわけでありまして、しっかりここが土台たる底辺を積み上げて、その施策が生きてくるんです。

今いる人に出しても、それは継続されないの。町の政策としては継続されるものが求められることではないかなと私は考えているところであります。

実際に、若手にもしっかりとちゃんと目を向けられているのは私も認めているところでございますので、そこはしっかりと継続されていっていただきたいと思っております。

また、参考数値として、浦臼町に今認定面積が229町ということでありまして、65歳以上で後継者のいない農業者は61名で、その面積というのはまたちょうど61ヘクタールぐらいなようです。

この数字が紛れもない数字でありまして、この基本といたしまして考えたときに、この61ヘクタールの土地を簡単に農地あっせんを農業委員会に任されても大変農業委員さんにも限界もありまして、何らかの対処が近年間違なく求められてくるものと考えているところであります。

簡単なシミュレーションですけれども、浦臼町における10町ぐらいの後

継者のいない方の面積、10町の耕作をしているわけなんですけれども、その10町に対して反当8俵の収穫があったとしましたら、米1俵1万4,500円で販売としたならば、総額で売り上げが1,160万円という計算になりまして、これに対して家族でUターンした場合、最低でも生活費250万円はかかるとした場合、おおむね2ヘクタールぐらいの面積が必要となってくるのではないかなと。

それぐらいの規模も拡大しなければ、営農はなかなかできないのではないかと考えるところであります。

今の町の水田の単価なんですけれども、大体10アール当たり30万円ぐらいとしたら、約1町の水田の購入には300万円が必要です。

これについてまた付随して機械も必要となってくるところであります。

しっかりとUターン支援するには、最低限やはりこれぐらいの支援策が必要ではないかな。これはいろいろ町でも考えるところがあれば、それは考えて、今後算定するに当たり、また支援制度をするに当たり参考となればいいのかと考えているところであります。

また、農業新聞の方に載っていたわけなんですけれど、2019年の新規就農者ということで、北海道においては500人を割るという状況になってきているところであります。

北海道の農業経営課なんですけれども、しっかりと今後においては農業に関心のある人を発掘して、就農につなげていきたいと考えているところであります。

このような事業を推進するという事になれば、大変大きな仕事量も発生してくるのかなと思っております。

そこで、今回ジビエに関しては道の方から車田主幹が派遣されておりました、もう任期満了ということで、道に戻られるかと思っておりますけれども、なかなか専門的な知識を発揮されまして、このジビエの事業には大変大きな貢献が見られたなと私も見ているところであります。

しっかりと道の方からの専門職ということは非常に魅力のあるものだなと今回本当に実感したところでありまして、今後道の方からの農業経営課の方から浦臼町においての地域の農業の活性のために職員の派遣等は考えられないのか、私は絶対そういうのも必要ではないかなと考えているところでございます。

ぜひとも町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

道からの職員の派遣についてのお話でしたけれど、具体的に言いますと、派遣にもいろいろありまして、車田主幹がお越しいただいたような一方的に

道の方から派遣していただくのも一つ、さらには職員の交換といいますか1人出して1人出していただくという形のものもごございます。

単独で道の方から派遣されるというのは極めて人数が限られているということで、本当に今回は特別だったのかなという思いがありますけれど、職員交換であれば可能だとは思いますが、時期の問題もありますし、すぐお答えはできませんけれど、農業に限らず専門的な知識を行けば吸収できますし、来ていただければそれを提供していただけますので、来年とは申しませんが、検討はいたします。

○議 長

ただいまから、昼食のため休憩いたします。

午後1時30分からの再開いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時29分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問の続きを行いたいと思います。

発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

今回は町長に3点、質問をいたします。

まず、1点目であります。

経営所得安定対策等推進事業に係る委託業務の廃止を求めると表題としておりますが、基本的に町が委託契約者に対して、その全体を作業としているわけですが、それをきょうの仕事としてやるようにしてはということでもあります。

農業が産業の基幹である本町にあって、その実務全般において責任があります。

以前、事務及び作業において集計誤りがあったことを理由に今般の業務委託を進めてきたところでありますが、今後の町としての人材育成と農政事務について、より積極的にかかわる観点から、委託業務としては廃止を求めることで考えておりますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、2点目についてであります。

禁煙費用の助成を求めるとしております。

これは北海道受動喫煙防止条例が4月に制定され、屋内禁煙の施設がふえたところであります。

一歩進んで、みずから禁煙を考え、禁煙外来を受診するときの治療費、薬剤費の自己負担分、これを町が全額負担することで、喫煙者の喫煙離れを

補足する支援をいただきたいと思えます。それが二つ目。

三つ目でありますが、今国が制度として運用しております持続化給付金とその周辺についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの感染症により収入が少なくなったときに、以下3点について求めるわけではありますが、それぞれの経営体によって大変な収入減がもたらされております。

一つ目に申請支援を進めている町内団体、私は農協とか商工会、国がやっているサポート事業にかかわる前段の支援をそれぞれ行っておりますが、これらに対して町の財政支援をしてはいかがかということをお尋ねしております。

二つ目に、収入減少は家計を圧迫することとなります。今年度における国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等について、減免または猶予についてどうなるのかをお聞きし、またそれを町民にどう伝えるのか、このことが大事かと思えますが、お尋ねをいたします。

私もこの2点を考えながら、時間の減っていく中で、次の3点目をより強く申し出たところであります。

これら国の持続化給付金の申請期限は1月15日とされております。

残り1カ月とする中、この制度の再通知が必要ではないかと考えるところでもありますので、細目3点についてあわせて大きく4点についてお尋ねをするものであります。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

牧島議員の1点目のご質問にお答えいたします。

経営所得安定対策推進事業につきましては、平成16年度よりピンネ農業協同組合に業務委託しております。

本事業に必要となる農業者の水田情報の収集や需要に応じた生産調整などピンネ農業協同組合が施策することによって事業が円滑に推進しているものと考えております。

今後につきましても、現体制を維持することが本町の農業行政、農業施策を推進する上で適当であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただし、議員ご指摘のとおり、農業行政に対する職員の育成を図る上からも、今後とも町として主体的に業務に取り組み、ピンネ農協との連携を密にし、情報共有しながら事業を進めてまいります。

2点目のご質問にお答えいたします。

喫煙は、肺がんを初めとする多くのがんや脳血管疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患など多くの疾患のリスクを高める要因となっており、本町の喫煙率は平成26年度24・5%から平成30年度20・5%と減少しています。

北海道での比較では、男性が高く、女性は低くなっています。本人の喫煙だけでなく受動喫煙によっても身体への影響があり、ことし4月1日から健康増進法が改正になり、受動喫煙対策が強化されております。

浦臼町では、健康増進計画に基づき、健康相談や成人式などでのパンフレット配布による指導や正しい知識の普及を実施しているほか、妊婦への指導や健診の指導として個人に合わせた方法で禁煙の目標を設定し、支援を実施しているところでございます。

禁煙費用助成事業については、道内でも数カ所の自治体を実施していることを承知しております。

禁煙治療は12週間で5回の治療を行いますが、保険が適用されるにはニコチン依存症のスクリーニングテストで5点以上、1日の喫煙本数と年数を掛け合わせた数値が200以上、禁煙することを文書により同意し、直ちに禁煙しようとしている方が保険の適用となり、3割負担で2万円ほどの自己負担が発生します。

張り薬や飲み薬などの利用だけでは成功せず、二、三回目で脱落していく方が多いのが現実で、成功するには強い意思と環境が求められます。

定期通院している医療機関での医師の支援も大きいと聞いております。

今後、現在の事業を継続実施しながら、情勢を見きわめ、取り組みを検討してまいりたいと考えます。

次に、3点目のご質問にお答えいたします。

持続化給付金の関係につきましては、申請はあくまで個人が行うこととなっており、申請に関する助言等を行っている団体に対して、財政支援等は考えておりません。

なお、申請期限は令和3年1月15日となっており、広報や通知文を活用して周知してまいります。

次に、国民健康保険税等の減免及び猶予に関する質問ですが、国保及び後期高齢者医療の減免については、同じ基準に基づき実施しています。

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、保険税の全額免除になります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が令和元年度に比べ10分の3以上減少する見込みである等の要件に該当する世帯については、令和元年の所得に応じて段階的に保険税が減額になります。

続きまして、徴収猶予についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間、1カ月以上において、収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少し、一時的に納付が困難である場合に該当になり、1年間の徴収猶予を受けることができます。

以上、説明した内容については、納付書を発送するときにチラシを同封することに加え、町ホームページにも掲載し、漏れがないように周知しております。

また、納税相談を受けた場合には、コロナの影響により納付が困難になっ

ているかどうかを常に確認しております。

最後に、11月末現在の実績ですが、国保の減免が4件、すべて10分の10の減額になります。後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予については該当はございません。

次に、介護保険料の状況ですが、保険料の賦課徴収事務は空知中部広域連合で行っているところでございます。

今般のコロナによる影響で減収になった方への保険料の減免については、国の通知に基づき、空知中部広域連合の要綱に規定されており、国保及び後期高齢者医療保険料と同様に10分の3以上の減収見込みの世帯が対象となり、令和元年の所得に応じて段階的に減免されます。

また、徴収猶予に関しましても規定に基づき、最大6カ月間の猶予を受けることができます。

これらの情報は納付書とともにお知らせ文を個別に通知しておりますが、町といたしましても広報などで周知してまいります。

以上でございます。

○議 長

それでは、1点目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ただいま1番目の経営所得安定対策、委託業務に係る問題でのご答弁をいただきました。

町がこの再生協議会、委託業務をしている団体での文書を見ましても経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するために行政と農業団体と連携体制の構築、戦略作物の生産振興や需要に応じた米の生産推進、地域農業の振興を目的とすることを述べられているところです。

今まで町長がお答えいただきましたように、その域でありますけれども行政の責任として本町の農業全般をさきの各議員からの質問にもありましたように、それぞれの時点でそれぞれの項目について大きな責任を持つものと考えております。

お答えをいただいたように、16年度からこの仕組みがつくられたと。私も今ほど述べましたように、議会への報告あった中にも一定のそごがあったり、それから結果的に間違っている、そうした事例が何回か報告もされているところではあります。

制度自体は国の要綱は年度の中での修正だとか、翌年度をまたいでも可能などところとか、それぞれの事案によっていろいろあると思っていますし、そういうものだと理解をしております。

したがって、町がこの農業全体にどう責任を持つのかという点では共有できるものと思います。

それで、一つ二つの間違いを指摘しながら、それはいかんと私は言っているわけではございません。

ただ、今までもそういう間違いがあったのは事実です。ただ時間を経ますと報告されたことをも含めて、ほかの時点でも間違いが散見されたりということも実際後から聞く部分としてありました。

やっぱり、そういう意味ではこの長い時間の中で16年からですから、もう15年からのそういう時間がたっているわけですよ。

実務的に年々歳々の流れとして、新制度ができながらも、そのルールややりようという点では、あえて委託しなくても町がやっぱりその責任を持って農政課を筆頭にそのことを進めていくと。

それで、構成を見ましても、町長、これは場所が変わっても会長は町長になっていますが、今の委託関係でも協議会の会長は町長であります。

そういう意味では、全体の責任を担っているとしながらも、やっぱりその時々いろんな課題をより行政が責任を持って事に当たると。

そういう意味では、この15年、16年の時間というのは、もう委託関係でなくて、町がやっぱりその仕事をやると。

そして、行政の振興の中にあって、農協さんにも共済さんにも土地改良区さんにもそれぞれ頭一つになって事を進めると、そういうことで至極当たり前なのではないのと私考えるところなんです。

ですから、町がやろうとするそのことをやっぱり町民に責任を持って進めていくことのやっぱり表明として委託関係は排除しながらできると。

ここに事業の全体も行政が知らないでいい話ではないから事務局にも農政課の中にメンバーとして入って事を進めているし、その一々を承知しながらやっていることなんです。

それをやっぱり以前はそういう形でやっていたのですから、今430万円からの委託料をつけて、そしてあえて人件費等も積み上げながら、そのことをやらないまでも行政が担うと。

私は今町長がお答えになった目的とする姿勢においても、行政が主導的にやると。これはもう当たり前と思うのですが、再度私の今の発言を受けて、考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまご意見をいただきましたけれど、今の段階では今申し上げた回答のとおり変えるつもりはありません。

ただ、これから先、何年かはわかりませんが、今のやり方に本当に問題があるのであれば改善していきますし、ないのであれば継続していく。

本当に私もことし就任したばかりですけど、再生協というのもこの前、コロナのせいでもあったんですけど、初めて会合の方も開かせていただきまして、話し合いをさせていただきましたけれど、もう少し時間をかけまして、どこがよくてどこが悪いのか、ちょっと少し見きわめる時間をいただい

ればと思っております。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

見きわめるということですから、ゼロではないと私も理解しますが、直近の話でいっても、転作確認がなかなか正確にできないとかということがあって、そういう意味ではそれは一つの今の時点での事の次第とは見ますけれども、やはり私自身もその見間違い、あるいは確認の正確さというところだけをついて物を言うのではなくて、やっぱり農政全般を理解したときにと、町の立ち位置というのは当然のことでしょうという発言を私するというのです。

今ほどお答えいただいたように、町長もかつてはずっと農政課も含めて農政課長も経験されての時間の流れですから、そういう意味では長く携わりつつ全般を見られていたこととは理解します。

改めておっしゃるように、町長という職責の上で今後どうするか。ゼロではない今後の課題としてご発言いただいたと理解をします。再度確認します。そのようでもよろしいですか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

時間的なものはここで申し上げられませんが、見きわめる時間をいただきたいと思います。

○議 長

それでは、2点目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ただいま、2点目、喫煙を含めてですが、お答えをいただきました。

庁舎内禁煙も含めて、先進的に行政も取り扱われているし、そういう視点で物を述べられていると思います。

これ、実は日本宝くじ協会財団法人が、たばこは要らない、これだけの理由というパンフレットを出しているんですね。

御存じだろうとは思いますが、ニコチンの害、非常に大きなものがあるということで、そもそも嗜好の域ですから、個人がやめろとか吸えとかという話ではない。

やっぱり、その害を熟知しながら、私が今回求めているのは禁煙外来を受けたときに個人の負担分を町がそこに支援してはいかがですかと、そういう内容であります。

この冊子を読んでも、非常に大変な病気の根源として示されているわけで

すよね。

私が改めてそのことを繰り返すつもりはありませんが、ご答弁いただいたようにスクリーニングテストで5点以上ということで、やめたいなという意思を行政がどうサポートするかと。

禁煙外来というのは、クリニックを含めて開設できる。それから知識のもとに処方するということになりますから、先ほどちょっとお話ししました砂川市の市立病院も開設しているということで、そのところにお話あった、たしかこれは5回ぐらいだと思った、通院しながら禁煙を実践するというところでの支援をぜひ考えてほしいということで述べたことです。

やはり、この宝くじ協会が出しているのを見ましても、年間13万人亡くなっている。

うちは2,000人として、これを単純に割り返すとお2人のからの方々がやっぱりそういうたばこを起因とするところで体調を崩されている。生命の維持をも含めて危険な状態にさらされている。

ですから、僕は本当にお仕事の立場として、それから町長を筆頭に町民の健康を守るという視点からしても、やっぱり禁煙外来、皆さんが知っているのかどうか、後段でもそうですけれども、伝えるとともに2万円相当からの支援をすることで喫煙をやめることができれば、やっぱり将来寿命が延びると。

ひいては、社会で一生懸命現役で仕事をしていただけると、やっぱりそういうお一人お一人ですから、生命を守る視点からも、ぜひこれを進められたらいいと思う。

今、お答えいただいたように、何軒かそうしたところであるということですが、砂川市で禁煙外来、あるいはクリニックでやっているところで、ここで説明いただいたように行ってもなかなか続いていないようだという、そういう視点では、例えば浦臼町の方が禁煙外来で昨年何人受けていますよ、途中で残念ながら、やめられなかったんだわ、続けられなかったんだわという数字としてのとらえようはどこまで正確なんでしょうね。

お言葉にそういう経緯はありますよとなっているけれども、そこがもしわかればと思います。

これ、ちょっと議論の深めようですから、やっぱりそう望む人がいれば、行政はしっかりとサポートしていくと、このことが僕は大事だと思うので、改めてそのことをお尋ねいたします。

それで、今度町の診療所も新たな視点でまた開設される予定なのかなとも思っていますから、そういう視点もやっぱり医師招聘に当たっての一つの項目としてしっかりと位置づけられれば、身近でそういう対応もできるのかなと私は思うところで、したがいまして、まず実績として見えるような見えなような答弁になっているので、そこはどうですか。

○議 長

答弁をお願いします。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

実質的な数につきましては、中空知だけでも禁煙外来を掲げている病院が12軒ございます。これは日本禁煙学会のホームページ等に一覧載っていますので、後でまた資料が必要でしたら差し上げますけれども、浦臼診療所もその中の1軒ということになります。

なかなかその医療機関さんにどのくらいの数来ていますかとお伺いしても、実際お答えいただけないというのが実情です。

私たちがふだん活動している中で、今禁煙外来に行っているよとお答えになった方については、保健師の方から今何回目ですかということをお伺いし、脱落していくというのはわかっていますので、その辺の精神的な支援についてはさせていただいているところです。

もちろん、禁煙外来の看護師さん等もその辺のことを重々承知していますので、看護師さんの方からも十分お声がけいただいているというのも承知していますし、かかりつけのお医者さんの役割が非常に大きいと思っていますので、その辺も医療機関さんと連携しながら、また支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

対応や、それから考え方の上では理解できるところであります。

私が求めた、どのくらいの方がおるのかというのはなかなか見にくいということでのお話でありました。

さきの協議会の中でもそういった患者さんがどんな項目でどういうというのはデータとしての処理ですから、それを中身に入り込むというのはなかなか難しいというのは私も理解するところですが、カルテなども担当ないしは領域の中で見ることで、やや見える部分もあるのかなと思っていますので、どこかでそういう数字として理解できればなと私は思います。

これ自体がたしか平成30年の暮れか3月かどこかで国が決めたことで、まだ1年ちょっとの時間ですよ。

ですから、国が点数でもって支援するとなつて、やや8割支援されると。町が2割出せば本人負担がなくなるというところですから、そういう意味でもこのことの禁煙外来あるよという、そういう周知自体冒頭にあるような町の健診とかそういう機会、それから地域に入つての保健指導の中で言われているのかなとは思いますが、そうですよと言うのならそれでよろしいし、そういう視点を持ちながらサポートを町内の看護師さん、それから保健師さんからサポートしてもらって、なるべく続けてもらって、健康的に生活する

と、そういうことが大事だろうと思います。

私自身の周知の理解が今ペーパーによる、あるいはネットでの理解と理解しているんだけど、多くの人が禁煙外来、こういう仕組みだよという伝えようというのは前段言ったようなことでやられているのか、やっていなければ、これからそうしたことでの周知、対応をしていきたいということを後段の取り組みを検討してまいりたいという中にくくりつけて理解してよろしいのか、そうであってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

今おっしゃられたように、後段の取り組みについて検討してまいりたいという中に、周知についてのことも含んで考えております。

禁煙外来についての理解というのがどのくらい進んでいるかというのがちょっとわかりかねるところもあるんですけども、張り薬だけだと思っていらっしゃる方もいると思いますので、その辺も広報等で今後周知を広めていきたいと考えています。

健康教育につきましては、その都度ご依頼のあった団体さんとテーマについて話し合った上で行っていきますので、その中でもご希望があれば、そのことについて話していく機会はあるかと考えています。

以上です。

○議 長

それでは、3点目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

3点目は持続化給付金についてであります。

ご答弁いただいたように、持続化給付金が年を明けて1月15日までということであります。

私自身の持続化給付金の理解の仕方、これは春に国が打ち出しているわけですけども、理解できませんでした。

それで、町は丁寧に農政課の発信で6月30日に産業課長名でこれについて持続化給付金及びその周辺について個々に対して発信されております。

その後、農協から7月6日に、これはカラーで持続化給付金について送られています。

その当時、それぞれ町民の理解の仕方というのは非常に難しいのと、収入が5割以下を切るときにという大枠のくくりの理解というのがあって、なかなか伝わらなかった。

私自身もそこでの理解の仕方ではなかなか理解できなかったところがありました。

国会での議論で、江藤大臣の国会答弁で、私、農家ですから、商業者もそ

うですけれども、米の単作地帯でも昨年の収入を12で割って、収入のない月と比較することによって給付金については受けやすいスキームとなっております。

我が党の田村貴昭議員に対する委員会での答弁となっております。すごくわかりやすい答弁をしているんですね。

私がここで問題とするのは、この持続化給付金について、1月15日締め切りだよと。ですからそのところでまだ相談に行けていない、あるいはどうしたらいいかわからないという人は、とにかくにもその相談窓口として今の時点で開設とは言わないけれども相談に乗っているところに出向いたらということにあるわけですよ。

残り一月からの時間の中で、今そのことをどうするということに今いるわけです。

私は、そういう中で今農協から農事組合長さんを通じて、私はきのういただいたんだけど、4日ぐらい前から町民に対して、農業者に対してペーパーが回っています。再度持続化給付金について。

それで、今私が国会で答弁いただいたような視点での理解の仕方がまだないんですね。ない人もいます。

だから、そういう意味ではとにかくにもわからないけれども相談に行く。そこで相談に乗って、あと個人の意思をどう反映するか、そういうことになろうと思うんですね。

ですから、農協さんも、それから商工会も相談に乗ってくれているんです。今歩いて回ると、あるいはほかのことと話をしながらあるいている。

ですから、僕は今の時期の中で町がやる事業についてはすべからず事務費というのが出るんですね。国から。

今回、これはサポート事業をやっている北海道、もしくは臨時で開く函館市、旭川市、帯広市、その事業所さんはちょっと問題いろいろあったけれども、委託業者の人がしっかりいて、そして手当てされているのね。

ところが、商工会、それから農協、その仕事に相談業務に来た人には乗っている。だけど事務経費出ていないんだ。

だから、私は答弁の中で今の団体に対しての財政支援は考えておりませんとすばっと答えていただいているんだけど、これはやっぱり地域で生活しながら、コロナ対策の1次、2次、3次等のそういう予算の中で、それはわずかであっても町のそうした人たちを支援する団体が手を差し伸べながら、こうしたらいいよ、こういう考え方もあるよと言っているわけですから。

それはやっぱり町もそこに少しの鉛筆1本であれ、マジック1本であれ、やっぱり支援しても、僕は悪くない話だと思うんですね。

考えておりませんと、すぽーんと切られちゃうと、すごく寂しい気がしますね。それちょっと考えてください。再度考えてください。そういう意味で。

行政1回出しているよ。商工会、農協、2回ペーパー出しましたよ。これだけカラー刷りでね。視点が違うんだな。

それで、これに対する国民健康保険等々についてはその制度の国から通達されている文言の変更、条例の改正等は今お話しいただいたから、既に終わっていると。

これもやっぱりこの11月までの状態はそれように見ながらも、今後やっぱり1年間繰り返し見たときに、ことしの収入、本当に実際払うとなったら大変だわという人が多分出ると思う。

だから、やっぱりそこにはお話しいただいたように、懇切丁寧にお伝えするということが大事だろうと思います。

ただ、私も農協からの引き落としで4期に分けてそれぞれ文書が来るということでないから、私にもこのコロナ禍でこういう制度の変えがありますよ、こうなりましたというのは、ちょっと私、見ていなかったらごめんなんだけれども、4期に分けて払う人への通知は文書で行くから、そういう案内になると思うんだけど、そうでない人にはどういう行き方をするのか、そのところどうでしょうね、それ二つ目。

それから、三つ目の再通知なんだけれども、こうやって農協2回やっています。それから行政、今1回やっています。

お話にあるように、お答えいただいたように、防災無線でしたか、そのところが伝えようとして、あくまでも本人の意思を尊重しながらも、残りの時間は少ないですよ。まだ相談に行かれていない方は相談に行かれてはというぐらいのちょっと踏み込んだ可能な言葉使いでの丁寧さが必要なのかなと思います。

全体通して、農協からもそうですが、やっぱり事件が発生しているように、詐欺まがいのことがあったり、偽りの申請があったりという、そういうところでの警鐘は加えながらですから、そのところでもって入り口でとまっている対象者の方もいらっしゃるのは事実なので、もうちょっと言葉としてわかる、そういう訴えかけが必要なのかなと思うのですが、そこはこの後の工夫の時間として考えてほしいと思うのですが、大枠3点について再度質問いたします。意見とあわせて質問します。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、1点目のご質問にお答えいたします。

事務といたしますか、指導、助言に当たっていただいている組織への支援といたしますか、助成についてのお話ですけれど、商工業者に対しましては商工会が助言しておりますし、農家の方に対しましては町と農協で相談を受けているという状況にあります。それは何日に来てくださいというわけではなくて、相談を受ければお答えするという状況になります。

それぞれ担当の方で商工会なりJAさんなりと事前の話し合いを持っているところですが、そのときに支援をとるか事務費をとるかというお話が一切

会話としては出てこなかったと聞いておりますし、農協さんにしてもそれぞれ助言、指導に当たるというのは通常職務とは言いませんけれど、拡大すれば通常職務の中で農家支援、商工業者支援というそれぞれの役を担っているのかなと考えておりますので、改めて助成金という形での支出は今でも考えておりません。

広報につきましては、農協さんの方から1回もう既に出ているというお話ですけれど、それは話として伺っておりました。

もう一度、役所の方から広報を通じて別に出そうと考えておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

もう1点については担当から。

○議 長

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

納付書に入れているチラシなんですけれども、当初賦課の4期のとき以外の随時に税金、保険料発生するときに納付書をお送りするときすべてにチラシを入れて周知しております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

よろしいです。

○議 長

発言順位6番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和2年第4回定例会におきます一般質問をさせていただきます。

町長に1点、教育長に1点質問をさせていただきます。

まず、町長に1点ですが、地域の防災リーダーについてということでお伺いをいたしたいと思っております。

国内でも毎年のように自然災害が発生している状況であり、決して浦臼町も例外ではない状況にあるのではないかと考えております。

地域の防災活動や災害発生時における地域のリーダー役となる者の育成について、また防災士の育成、養成についての考え方はいかがかお伺いしたいと思っております。

また、このことを踏まえて、地域の消防団員との連携はどのような状況なのか伺いたいと思っております。

続きまして、教育長にコロナ禍における小中学校教職員の負担の軽減策はということでお伺いしたいと思っております。

コロナ感染が現在増加傾向にありまして、大変危機感を持っているところでありますが、小中学校の教職員にはコロナ感染対策や冬場におけるインフルエンザ等、また浦臼小中学校教職員のほとんどが町外からの通勤であることから、感染リスクに備えた取り組みは大変だと考えていますが、現状と負担軽減策について、どのようになっているのかお伺いいたしたいと思います。以上でございます。

○議 長

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員の1点目、地域の防災リーダーについてのご質問にお答えいたします。

災害発生時において、町民の生命・財産を守ることは最大の責務でありますので、安全・安心なまちづくりを目指し防災対策に取り組んでいるところでございます。

災害時において、行政の初動対応には限界があることから、まずは「自分の身は自分で守る」という自助の考え方を基本としつつ、防災活動において、地域で支え合う共助の体制を整えるために、地域のリーダー役となる人材が必要となることは認識しております。

防災士の育成、養成についての考え方についてですが、まずは町内会ごとに設置してあります自主防災組織を実効性のある形に強化することで、地域の実情に即した防災体制を構築させ、あわせて地域のリーダー役となる人材も育成していきたいと考えております。

地域の消防団との連携につきましては、防災計画で消防団は協力機関として位置づけされており、町から消防署を通じて消防団への招集・出動する指示系統となっております。

いずれにいたしましても、行政と町民が今まで以上に連携しながら、地域の防災力を高めていくことが非常に重要であることから、地域の防災リーダーの育成及び防災士の活用について検討してまいります。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の現状につきましては周知の事実でございますが、小中学生といった若年層の感染者数の増加や学校におけるクラスターの発生も報告されている中、学校や子ども広場の運営におきましては、新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドラインや学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、そのほか各種通達等に基づき対応をしているところでございます。

本町の学校におきましては、学校生活全般において、せきエチケットや3

密を避ける行動、手洗い、マスク着用等、新しい生活様式の啓発に努め、児童生徒が発達の段階に応じて、本感染症を正しく理解し、感染のリスクをみずから判断して、これを避ける行動をとることができるよう指導するとともに、家庭内での感染がふえていることから、同居の家族に発熱、せきなどの風邪症状がある場合には、児童生徒の登校を控えるなど、保護者の理解と協力を得ながら、感染症対策に努めております。

さて、ご質問のコロナ禍における小中学校教職員の感染リスクへの備えと負担軽減対策でございますが、備えにつきましては、児童生徒と同様、各種通達やガイドライン等に基づき対応しており、教職員の負担軽減対策につきましては、教職員が行う業務の支援を行う学習指導員を、本年9月から小中学校に1名ずつ配置し、消毒作業や授業支援、テスト、宿題の丸つけなど、教職員の負担軽減に向けた対策を講じているところでございます。

未曾有の災害というべき現状におきましては、今できることを確実に実行することによって、心のケアも含めて、児童生徒はもちろん、教職員等、教育関係者から感染者を出さないよう、それぞれの最新の注意と自覚ある行動の徹底が必要不可欠だと考えてございます。

以上でございます。

○議 長

1点目の質問に対して、再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

防災であります。私も何度か防災についてはかなりいろんな質問をさせていただいております。

今回、特に町長がなったときに所信で防災については、防災の長に防災の専門的な人を配置をしたいというような発言も所信の中で書いてありましたけれども、そういったことを踏まえて、やはり今通常の防災訓練というのですか、今の災害が通常の防災訓練ではなかなか解決できないものが現在特に多くなってきているような気がしております。

今回のコロナは別ですけれども、そういった面では災害において、かなりやはりいろんな面で対処できる部分というのが必要になってくるのではなかろうかと。

若干、ちょっと防災士とか防災介助士というものもあるんですけども、そういった面でちょっと見てみたんですけども、結構いろんなところでそういったものを取得しているところもあります。

各市町村でもありますし、防災士なども2日間ぐらいの講習会を受けて試験に受ければ、防災士の資格が取れると。

この近辺では札幌市などで講習会をやったり、あとまとまれば地域に向こうから国が認定している防災何とかという財団があるみたいですけども、そこから来て講習会をやっていただけるというようなことでもありますから、そういう面ではやはり町内にもそういった関係の専門的なものは必要で

はないかと。

確かに、今の現在の各町内会といいますか、そこそこで置いている町の消防団を含めてあると思うんですけれども、やはりそういった部分で専門的な者を何人か養成することによって、ある程度対応できる安心したことができるのではなかろうかという気がします。

また、そういった者に対して、町も例えば受けたい人がいれば、大体1回2日間の講習で6万円ぐらいだったかな、講習料がかかるみたいですがけれども、そういった分もそういう意欲のある方にはそういった方向で取らせてあげるとか、そういった面も考えながらやっぱり必要でないかと思えます。

やっぱり町長がある程度所信も言っていますから、来年度に向かって、そういった部分ものせていくというのは必要ではないかと思えますけれども、その辺いかがかなと思っておりますけれど、どうでしょう。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

私が所信で述べたのは、防災マネージャーという役目でありまして、自衛隊の退職される方が現役時代にそういう資格を取って専門的な知識を身につけて、各町で雇用するという制度がございまして、それにつきましては就任直後から自衛隊さんとはお話しをさせていただいているんですけれど、一つちょっと問題がありまして、たまたまことしから定年延長になったと。自衛隊さんが。

54歳だったものが55歳にことしの1月から変わったということで、本来発生するはずだった退職者の方々が極めて少ないというお話を受けておりまして、まだ決定には至っていないのが現状でございます。

防災士につきましては、少し勉強させていただきましたけれども、専門的な知識ということで、各地区にいていただければ、災害時には大いに役に立つのかなと思っておりますけれど、消防士の方が適任なのかなと思っておりますけれど、消防士の方につきましては消防のラインの中に組み込まれておりまして、いざ災害となったときにはそちらに招集されるということになっておりますので、最後まで地域に残って避難の支援ですとかという形につけないという可能性も出てきておりまして、そうなりますとますます人材といえますか、お願いできる方が少なくなるのかなと思っております。

その辺につきましては、もう少し調べてから、防災マネージャーさんも含めた中で検討していきたいと思えます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

それでは、2点目の質問の再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

教育長にあれですけれど、過去にコロナに感染して、ことしの5月か6月ごろでしたでしょうか、学校で感染予防ということで、次亜塩素酸水噴霧を町として買ったんですって。

途中で、たしか6月ごろ人間に害があるとかないとかという何かがありました、一時やめたようなんですけれど、結局あれも、どうも調べてみると、全くそういう実例がないと。

今までもそういった害を及ぼしたという実例もないと。厚生労働省のホームページで見ただけなんですけれど、かといって100%効果が見受けられるという立証もされてはいないけれど、濃度によっては除菌の効果があるということが出ていましたけれども、その後、その次亜塩素酸水の噴霧につきましては、教育委員会として何か把握していることがあったら、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

それと、実は既に次亜塩素酸水の噴霧につきましてはもうよほどいろんなところで背に腹はかえられないかもしれないけれど、ある地区での飲食店なども使っています。既に次亜塩素酸水の噴霧は。

これは角に置くのではなくて、人間が出入りする出入口付近とかトイレ付近などに設置をして、そのかわりこれは次亜塩素酸水の噴霧ですよと明記をして噴霧しているという結構何件か話を聞いたことがありますし、私も見ました。自身も。

そういうこともありますけれども、やっぱりコロナにならない、背に腹はかえられないというか、コロナにはやっぱりならせたくないという部分を含めて、今この次亜塩素酸水の噴霧につきましてはどのような状況になっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの静川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃられました次亜塩素酸水の噴霧器についてですけれども、当初コロナが発生して、私どもの小中学校すべてに次亜塩素酸の噴霧器を設置をして活用をしていたというのは事実でございます。

その後、消毒液を噴霧するというのがあり得ない等々の報道等がありまして、恐らく次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムを取り違えて、次亜塩素酸ナトリウムを噴霧するというような恐らく事故等があったのかなと推測をいたします。

私も通院している病院の待合室で次亜塩素酸水を噴霧しているというのを実際に経験しておりますし、個人的には健康被害はないものと思っておりますし、例えば商品名を申し上げますと、例えばパナソニックでジアイーノで

次亜塩素酸を噴霧しているという実際にそういう商品も販売しているわけ
です。

ただし、事故だとか健康被害に遭ったというような事実は聞いておりませ
んのので、個人的には大丈夫なんだろうなと思っております。

ただ、1度次亜塩素酸水の噴霧を早急にやめまして、それから噴霧はし
ておりません。

町の方針としても、対策本部で検討いただきまして、それは各公共施設に
おいてもそうですけれども、噴霧を取りやめて、まだ再開ということはして
おりません。

次亜塩素酸水の噴霧というのは、結局超音波式の加湿器と同じものでは
ない、購入した次亜塩素酸水の噴霧器は各今教室で普通の水を入れることによ
って加湿器になりますので、そういう活用の仕方をしております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

ただいまから、休憩としたいと思います。

休憩時間を5分後、35分まで休憩させていただきます。

そして、換気のために窓の方を開放させていただきます。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時37分

○議 長

会議を再開いたします。

発言順位7番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、第4回定例会に当たりまして、議長より発言のお許しをいた
だきましたので、2点ほどご質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに農業振興についてということでご質問させてい
たきます。

本年度は好天に恵まれ、米は質、量ともに最高のできとなり、豊作の年
となりました。

価格につきましても、当初は下落予想がされていましたが、ほぼ例年並
みに近い価格が維持され、安堵しているところであります。

ソバにつきましては5分の1と下落をしているところでありますが、その
他野菜についても平年並みの作柄となり、農業者としては一安心するところ

であります。

また、来年以降の農業政策として、米の数量配分が減量されるという情報もされており、来年の営農に向けての不安材料がありますが、今後において農業者が安定的に農作物の生産、そして所得の確保ができるように浦臼町の農業振興計画のうち次の2点についてお伺いをさせていただきます。

まず、1点目につきましては、国営農地整備事業の取り組みについてであります。

今、土地改良区で国営農地整備事業につきまして準備を進めているところではありますが、町として今後どのように事業推進にかかわりを持って進めていくのかお伺いをさせていただきます。

2点目につきまして、浦臼町地域農業再生協議会についてであります。

前段で牧島議員からも質問がありましたとおり、平成16年からこの事業が始まっておりますが、交付金の申請等の事務をJAピンネに委託しております。

その事務委託の部分、また協議会全体の事業の進めについて、町のかかわり部分がどの程度なのか、一部なのか、またはすべてなのか、さらに協議会運営の主体がどちらが行っているのか、JAとのかかわりについてもお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2点目であります。

浦臼産業観光推進ランドデザインについてであります。

平成29年度より開始された産業観光推進ランドデザイン事業ですが、本年度で2年目を迎え、この間多くの時間と費用を費やし、さまざまな実証や検討がなされてきました。

昨日提出されました総合振興計画にも提案されていますが、ランドデザインにつきましては推進していくとのことではありますが、現在の進捗状況と実際の事業規模、また事業の総額等について、本町の財政規模などこれからのようなものと想定しているのか。

さらには、今のコロナ禍の影響で新たな形での対応についての検討があるようにも思いますし、また4月に廃線となった札沼線の跡地利用の活用対策も含めて検討が必要ではないかと思えます。どのようにお考えになるのかお伺いをいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員の1点目のご質問にお答えいたします。

農業振興として、国営農地再編整備事業の推進についてですが、現在は町と土地改良区が先行的に情報収集している段階でございます。

農業者の方は土地改良区から国営事業の参加への意向確認や分区の総会等で国営事業の説明を受けていることと思えますが、ここで少し事業概要につ

いてご説明させていただきます。

国営農地再編整備事業の採択面積ですが、要件的には400ヘクタールとされていますが、事業効果等を勘案すると実際には800から1,000ヘクタールが採択の要件となっています。

ほかにもスマート農業の導入や高収益作物への取り組みなどの要件を最終的にクリアする必要があります。

事業実施までの期間ですが、採択までにさまざまな調査を行うこととなります。

地域整備方向検討調査に3年、終了後5年ほどかけて地区調査、そして事業実施に至ります。

国営の工事期間は15年と言われておりますので、事業申請から事業完了まで約24年かかる見込みとなっております。

事業費につきましては、平均工事費1ヘクタール当たり2万円と見込み、採択面積が1,000ヘクタールで計算しますと200億円を超える事業費となります。

次に、事業費負担率ですが、国が75%、北海道が18.3%、浦臼町が4%、残る2.7%が地元負担となります。

以上が、国営農地再編整備事業の概要でございます。

多額の事業費と年月を要することから、町、土地改良区、JAピンネがそれぞれ役割を担い、慎重に事業進捗をさせていかなければならないと考えております。

これからの町としての役割は、北海道開発局札幌開発建設部の指導を受けながら、浦臼町の次世代型農業農村振興計画を準備することと地域の合意形成を図る組織づくりを進め、最終的には地区推進協議会の設立を目指しております。

申請時期につきましては、道営農地整備事業が完了する令和3年度翌年以降に地域整備方向検討調査を申請することを目標としております。

次に、浦臼町地域農業再生協議会に関するご質問ですが、浦臼町地域農業再生協議会からピンネ農協への業務委託につきましては、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の普及推進活動を初め、需要に応じた作物の生産方式等の策定、対象作物の作付面積・生産数量等の確認事務、各申請手続き事務などを委託しております。

協議会につきましては、町、ピンネ農協、町議会、土地改良区など10団体12人の会員をもって組織されており、事務については役場と農協の共同で行っております。

協議内容を、役場・農協双方で出し合い議題を整理し、幹事会を経て再生協議会で審議し最終的な判断をいただいております。

協議会の運営の主体はとのご質問ですが、組織の運営全般にわたる主体は町であり、実務については事務局を担う両者が合議的に行っているところでございます。

2点目のご質問にお答えいたします。

産業観光推進グランドデザインにつきましては、平成29年度より4年間、ソフト・ハードの2面から事業を検討、推進してまいりました。

本町の特徴や特産品などを生かしたソフト事業を検討し、そのソフト事業を含めた観光事業の拠点として必要な機能を備えたハードについて検討しております。

しかしながら、新型コロナウイルスによる観光スタイルの変化などによって、施設の配置、規模など再検討の必要性が生じたことから、今年度、主にハード事業について見直しを行ってまいりました。

事業規模及び事業費等につきましては、現状ではまだお伝えできる段階にはありませんので、年明けの早い段階で説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の質問について再質問ありますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、1点目の農業振興についてということで再質問させていただきます。

ただいま、町長の方からご説明がありました。国営の整備事業についてはこれから十分検討するというお話でしたが、先ほどのお話にも出ていましたが、今までの浦臼町の農業振興については、やはり水稻が主体でありまして、言い方は悪いですが、基盤整備しなくても何とかなっていたというのが今までの実情なのかな。

ここへ持ってきて、国営のかん排の大規模補修とも絡めて、国営での事業推進をしてはどうかという話になったのかなという認識でおりますけれども、申請段階におきまして、やはり開発局からの要件はかなり厳しいと私は聞いております。

今までの形の浦臼町の農業振興のあり方ではなかなか事業申請が厳しいのではないかなという話も聞いておりますし、そのことは各農業者にも改良区の区長さんを通じてお話が行ったと私は聞き及んでおりますが、かなり厳しい事業申請のあり方ではなかったかなと聞いております。

今後、事業を進行していく上でも、やはり今まで話が出ていた中でこれから20年後の農業のあり方をきちっと見据えた中での申請が必要なのかな。

今私たちの年代よりもさらに若い年代、30代、40代の方々がやっぱり主体となって、浦臼町の農地を作付していくわけですから、その方々に私たちがどれだけのことをできるか、やっぱりそれが今求められているのかなとも思います。

今後、先ほど町長のお話にもあったとおり、浦臼町の農業振興については周りの町から見ると、ちょっと見劣りがするんだというお話もありましたし、

私も近隣の町村を通ったときに、国営事業をやっているのを横目で見ながら、浦臼町もいつかはこういう事業ができるのかななどという思いもしながら、こう眺めて通っていったわけであります。

一日でも早い実現がかなうよう、また町の十分な農業振興の企画をしていただきまして、進めていきたいと思ひますし、またそのために専任職員等の考えもあるのか、先ほど町長の答弁の中に、最終的には地区推進協議会の設立に向けて進めていくんだというお話もありましたが、その中にも当然、町、農協、開発局等の職員も入るのかなと思ひますけれども、その辺のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

続きまして、再生協議会についてであります。

経営安定対策産地交付金にかかわる交付だとか申請の事務をJAに委託をしている現状であります。

私が見ている限りではありまするが、町のかかわりについて、十分な積極的なかかわりが余り見えていないのかなというのが私の感じたところであります。

実は、農協の担当職員にもいろいろ聞いて感じているところでありますが、もう少しやっぱり町が農政に対しての積極性を見せてほしいと、そういう意見も出ております。

先ほどの国営の事業との絡みもありますが、やはり町が主導権を持った中で事業推進をお願いしたい。

先ほど、牧島議員からもお話がありましたが、全部と私も言いませんけれども、やはり生産者と意見の相違がないように、そんな形の中でやっぱり進めていっていただきたいと思ひます。

やはり、JAの職員でも十分対応できると思ひますが、やはり地域の実情を知る町の職員がきちっと町内を見て確認をするということも大事なことで、JA任せにしないということもやはり生産者の信頼を得ることにもつながるのではないかなと思ひております。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、事業の比率を変えていくのかどうするのか、再度お聞きしたいと思ひます。

多額の交付金がかかわる事業でありますので、地域農業の下支えとなっている事業でもあります。しっかりと事業推進に当たっていただきたいと思ひます。

○議 長

答弁お願ひします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目ですけれども、農地再編の件につきましては、私も国の方ですとかと協議をさせていただきまして、簡単ではないなというのがご承知のとおり素直なところがございます。

まず、国の目にとまる事業と申しますか、町の状況というのが必要ということになりまして、今何をどんな形で進めているのかというところが非常に見られる点でもあります。

これまでも先ほどお話しいたしましたけれど、なかなか農業施策という意味では十分ではないという状況にもありまして、なかなか国の方とお話ししていても、その一歩先に進むためには、これから十分に取り組んでいかなければならないという状況にあります。

そういう意味も込めまして、先ほどの柴田議員や中川議員の答弁にもありましたように、さまざまな支援策と申しますか、振興策をこれからかなり急いだ形で取り組んでいかなければならないなという思いを持っておりまして、高田議員おっしゃるように、そういう農業者に対する支援の部分とあと将来的に事業が終わるまでには24年ぐらいかかるということですので、24年後に何を作付しているかというのは現実的にはかなり厳しい状況ではありますけれど、米以外の高収益作物の振興も図っていかなければならないという状況にもありますので、それがうちにとって何がベストなのか、先ほど申し上げましたけれど、ニンニク等もその対象に含めた中で検討を進めて、令和3年以降になってしまいますけれど、なるべく早い段階に上に一歩進めるような形に持っていきたいと考えているところです。

もう1点、再生協議会につきましては、先ほど牧島議員にもお答えしましたが、私も5月になったばかりですので、すぐにどうこうしていこうという考えはありませんけれど、議員おっしゃられるように、メリットもあるけれど、デメリットもあるという周りの方からもご意見があるということですので、本当にもう少し時間をいただきまして、見きわめると申しますか、中身をもう一度見直す期間をいただきまして、必ずやるということではありませんけれど、将来に向かって検討はさせていただきたいと思っております。

○議 長

再々質問ございますか。

○1番（高田英利君）

ありません。

○議 長

それでは、2点目の再質問ありますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、産業観光推進グランドデザインについて、再度ご質問させていただきます。

先月、提出を受けました31年度、令和元年度の報告書を見ると、前年度からの同様のソフト事業の実証実験と、そのアンケート、さらにその後の仮の話ですが、仮の運営会社についての提案などもありました。

グランドデザインフォーラムが6月に1回、そして推進協議会と称して意見交換会が職員の中で2回開催されたと記載がされています。

住民参加の協議の場は、グランドフォーラム1回だけということで、住民からの意見聴取の場はほぼなかったという状況だったのかなと思いますし、さらに今年度は700万円余りの予算をつけまして、ハード面でも事業の検討をしていくと先ほどの中身でもありましたが、このコロナ禍の中での先の予測はなかなか難しい状況ではあるのは理解できますが、7月に町長はハード面でA、B、2案のほかにプラス第3の案として、小学校跡地の部分も検討の中に加えていきたいという話もされておりました。

このことも踏まえまして、今後総合振興計画の前期達成調査の中ではC判定という形になっておりましたが、今後後期の達成結果がぜひBまたは最高でもAの形になるように進んでいけるのかどうか、その意気込みもひとつ町長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

グランドデザインについてのご質問ですけれど、先ほど申し上げましたけれど、本当にかねてからの懸案でもありますので、ぜひ実現したいと思っております。

ただ、数値的なものですか、事業内容等につきましては、まだ最終的なものが上がってきておりませんので、最終判断はできませんけれど、それを見た上で、当然役場内でも判断いたしますし、町民の方にも1度お話を聞く機会を最低限設けさせていただきまして、改めて議員の皆様にも提示させていただきまして、そのときに考え方も含めて、ご報告をさせていただきたいと思っております。

○議 長

再々質問ありますか。

○1番（高田英利君）

ありません。

○議 長

次に、発言順位8番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和2年第4回定例会におきまして、町長に3点の質問をしたいと思っております。

まず、1点目であります。

コロナ長期化による心のケア対策を。

北海道では、ことしの2月からコロナとの闘いが始まり、人が移動すること、人と接触すること、大声で会話することなどが感染のリスクが高いとされて、私たちはステイホームを心がけ、人との会話をなるべく控えてきました。

高齢者においては、デイサービスや介護予防事業の中止、老人クラブなどの会合やカラオケも自粛して、外出の機会が大きく減りました。

一時再開されていましたが、感染が急激に広がりを見せた11月にはまた各種行事などが中止や縮小され、行動変容を余儀なくされています。

高齢者だけでなく、すべての年代の人々が感染の不安に加え、大きく変化した生活や人間関係に心身のストレスを抱えているのではないのでしょうか。

我慢の生活が長期化することによって、精神的に不安定な状態がより深刻化していると感じています。

私たちは、今コロナ禍という災害の中にいると考え、心のケアについて自治体ができることを考えてみたいと思います。

1、浦臼町ではコロナの各種相談については、各担当所管課で対応することですが、町民にはわかりにくいのではないのでしょうか。

ワンストップの相談窓口をつくり、電話相談を受け付ける。

また、毎日正確な管内のコロナ情報を発信する。

もし発熱したら、保健所に連絡するのか、かかりつけ医でいいのか、休日の場合はどうするのかなど、行動手順を提示し、町民に確認させる。

不安を抱える町民へのメッセージを毎日発信する方法なども考えていただきたい。

2、感染症対策における情報の一元管理は総務課の対策本部になると思いますが、感染者が出た場合の行動計画は万全でしょうか。

感染者への精神面でのフォローアップもお願いしたいと思います。

3、高齢者においては、人との接触を避けなければならないことで、独居や高齢者世帯がますます孤立してしまうと思います。

このような生活の長期化で、認知機能の低下や筋力の低下、精神面での落ち込みが心配されます。

保健師による定期的な訪問で、感染防止策を講じた上での短時間の会話による健康チェックは必要と考えますが、どうでしょうか。

2点目であります。

有害鳥獣対策のさらなる強化を。

農水省と環境省は、11月からの狩猟期間を中心に集中捕獲キャンペーンを展開し、都道府県が設定する重点エリアに捕獲者やわな、資金を集中投入するそうです。

重点エリアとは、農作物の被害額がふえている地域で、高知県などは県全域を設定しているということでもあります。

有害鳥獣による被害は日本各地で大きな問題となっており、国も23年までの10年間で、シカ、イノシシを半減させる目標を立てており、達成には年間140万トンの捕獲が必要なところ120万トンどまりのため、21年度予算の概算要求では捕獲1頭当たりの交付金、これを拡充することで大幅増額を求めています。

本町は、昨年10月からジビエの食品加工施設が稼働し、施設に搬入され

るシカは順調にふえ、ことしの10月には200頭を超えるようになり、現在は平日の受け入れを停止し、土日のみの受け入れとなっているとの報告が11月11日の全員協議会に出されたところです。

浦臼猟友会による有害鳥獣駆除は、現在54頭、加工施設搬入は42頭で、これは令和元年度の28頭から比べると倍増となっています。

しかし、それでもシカによる農作物の被害は一向に減らない、これは駆除数がふえてもシカの生息数の増加には追いついていないということではないでしょうか。

10ページの参考資料、加工施設に搬入された市町村別の頭数を見ても、浦臼町はまだまだ少ないのは自明であります。

新十津川町は209頭と群を抜いて多いことがわかります。

私が言いたいことは、浦臼町の農作物の被害は減っていないのだから、もっと対策を強化していただきたいということです。

国も捕獲強化に力を入れているこの時期に、ジビエだけでは生息数の激減には至っていない浦臼町の現状を把握した上で、国のサポートも受けながらさらなる強化策を推し進めるべきではないでしょうか。

まずは被害の実態を把握するための調査を行い、必要な被害防止策、侵入防止柵の設置やハンターなどの人材をふやすなどを講じ、その効果の検証も行って、対策を強化して欲しいと考えます。

3点目であります。

産業観光推進グランドデザインが停滞しているのでは。

浦臼町総合振興計画後期基本計画においては、産業観光推進グランドデザインに基づき、既存施設の再整備を計画的に進めるとあります。

私はこの事業について振り返ってみました。

平成29年度に本町の農業と観光を中心とした産業振興の基本構想となる産業観光推進グランドデザインにを策定し、町民による検討委員会、推進協議会の協議を経て、平成31年3月には2案の基本構想をまとめています。

次年度、2019年には早い段階で1案に絞って基本計画を検討するとなっていたにもかかわらず、計画の内容が迷走していると思えません。

株式会社KITABA、グランドデザインの委託業者が提出した平成31年度の報告書によりますと、これが議会に提出されたのは2020年の11月でありましたが、説明はなかったです。

農業と観光振興の拠点として、温泉と道の駅を中心とした場所を交流拠点と位置づけとあります。

鶴沼公園側に施設を集約するというにまとまったのでしょうか。

道の駅、温泉施設、鶴沼公園、すべてが老朽化しており、再整備が必要とされています。

当時の斉藤町長も、このとき温泉の建てかえについて言及しておりました。

報告書では、平成31年度、2019年度の業務目的は交流拠点施設の基本計画を行うこととあります。

6月に開かれたフォーラムにおいて、グランドデザインの進捗状況を説明したとありますが、町民の参加は少なかったです。

私は参加していましたが、運営母体も決まっておらず、何をどう整備していくのかといった具体的な計画の正確な説明はありませんでした。

推進協議会の開催としては、職員による意見交換会が2回行われているだけです。

報告書には、ペルソナマーケティングという方法でイメージだけが明確にされています。具体的な数字はすべて参考資料です。

このことから、私は基本計画は2019年度には策定できなかったと理解しました。

それなのに、2020年1月の管理職会議では、このまま順調に進めば2020年度途中から基本設計が策定できればという意見があったとの記述がありますが、この状況は順調どころかスケジュールは大幅におくれているのが現状と思いますが、一体どういった計画で今どこまで進んでいるのか明確にしてほしいです。

ことしも720万5,000円という業務委託料で契約されていますが、業務委託内容には基本設計を策定することは含まれていませんし、活動の実態が見えてきません。現在の進捗状況を伺います。

1、道の駅再整備の今後のスケジュールを示してください。

2、道の駅の運営母体として、まちづくり会社の設立を検討しているようですが、その進捗状況は。

3、道の駅の整備まで時間を要する場合にはコンテナハウスを活用しての仮設的整備が提案されていますが、検討されていますか。

4、今年度のグランドデザインの業務委託内容にある鶴沼ワイナリーの利活用の推進検討、これは町長の公約でもあります。この進捗状況は。

5、グランドデザインの業務委託内容にある農産物の直売の企画や情報発信の仕組みの構築、これはどのように行われたのでしょうか。

6、グランドデザインの業務委託内容にある分散型交流施設の運営とは何でしょうか。

道の駅、温泉、公園の再整備についてはアフターコロナを考えた観光戦略の見直しとなるのでしょうか。

以上です。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員の1点目、コロナ長期化による心のケア対策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、本年2月の第1波となる感染拡大、4月の全国的な感染拡大に伴う国の緊急事態宣言時の第2波を経た後、感染

拡大の落ちつきを伴って、一たんは徐々に社会経済活動が再開され、感染予防対策との両立が進んでいたところでもあります。

しかしながら、現在は大きな第3波に見舞われており、北海道の警戒ステージはステージ3、札幌市にあってはステージ4相当とされたことを受けた感染予防の集中対策期間中であり、大変厳しい状況にあることは議員もご承知のとおりと存じます。

コロナ禍において、町民を含むすべての方々が外出や会合を控え、人との距離を保ち、感染への不安を持ちながら生活することは、心身ともにストレスを抱えられているものと推察されます。

特に、高齢者の方におかれましては、さまざまな行動制限が、生きがいや運動機能、認知機能の低下につながりかねないことは心配されるところであります。

新型コロナウイルス関連の町民からのご相談につきましては、議員ご指摘のワンストップ窓口の開設も一つの手法と考えられますが、相談窓口を1カ所に限定せず、ふだんからかわりのある部署や職員に相談いただくことも相談者の安心や利便性向上につながるものとも考えることもできるところであります。

町民からのご相談も多種多様な内容が想定されますことから、当面は相談を受けた部署と担当所管課の連携により対応してまいりたいと思います。

また、新型コロナウイルスに関連する情報につきましては、これまで同様町公式ホームページや町内会配布文書等を活用した発信に努めてまいります。

町民へのメッセージ配信につきましては、他市町村において、住民等向けに首長メッセージとして発信されている事例は承知しており、例えば町内で初感染が確認された場合など、必要と判断した場合にはより効果的な手法によりメッセージを発信したいと思いますが、毎日継続的に配信することは考えておりません。

感染者が確認された場合の行動計画につきましては、直ちに対策本部会議を開催し、ケースに応じた対応方針を検討・決定し、保健所の指導を受けながら適切に対応してまいります。

精神面のフォローアップにつきましては、今現在も感染者に係る人権への配慮について、北海道ホームページや町のホームページにも掲載し、啓発に努めているところでございますが、感染者が誹謗中傷などによる精神的ダメージを受けることのないよう、状況に応じ適切に対応してまいります。

次に、高齢者への対応についてお答えいたします。

保健センターでは、知事による緊急事態宣言以降、先の見えない自粛生活により精神的に不安定になっている住民がいらっしゃることは承知しております。

定例開催の健康相談を電話相談だけにしてきた時期もありましたが、家庭訪問や随時の来所相談については3月中旬より再開しており、事前に保健師

自身の健康観察をした後、訪問する家庭に連絡をとり、対象者やご家族の体調確認を経て、マスク着用や手指や使用物品の消毒などの感染症防止対策を講じた上で、なるべく短時間で実施しています。

介護予防教室に参加できなくなった高齢者に対しては、孤独感の解消とフレイルの進行を予防するため、地域包括支援センターから文書と運動の脳トレなどのプリントを郵送しております。

また、65歳以上の高齢者をリストアップし、ひとり暮らしや後期高齢者のみの世帯、介護保険サービスや生活支援サービスを利用していない方、不安の強い方を抽出し、順次、保健師、栄養士、介護福祉士により電話や家庭訪問を実施し、相手の気持ちに添った支援を展開してございます。

2点目のご質問にお答えいたします。

野生鳥獣による農林水産業被害は、北海道全体で被害額およそ38億円、空知管内でおよそ1億2,000万円と推移しております。

本町では正確に把握することは大変難しいのですが、平成30年度でおよそ430万円となっており、令和元年度もほぼ同額となっております。

エゾシカの駆除頭数は、令和元年度で28頭、本年度は11月20日現在で59頭となっており、昨年度の2倍以上の駆除となっていることから、農業被害の軽減に一定の効果があるものと考えております。

議員ご指摘の有害鳥獣対策のさらなる強化ですが、ハンター育成につきましては、狩猟免許試験の日程の周知や狩猟免許予備講習の受講料、受験料の全額助成、また取得後の捕獲経費や銃の維持費についても継続して助成を行い、負担軽減を図りながら養成に努めてまいります。

なお、今後とも有害鳥獣対策の中心となる浦臼猟友会との連携、協力のもと農産物被害の軽減を図ってまいります。

3点目のご質問にお答えいたします。

産業観光グランドデザインの進捗状況につきましては、高田議員にお答えしたとおりとなっております。

1点目の今後のスケジュールに関しましては、現在検討しております事業概要等について説明させていただき、皆さんの理解を得ながら事業を進めさせていただきたいと思っております。

2点目のまちづくり会社の設立の検討につきましては、設立タイプや業務内容について検討しており、施設整備とあわせ本町に最も適した設立方法について検討してございます。

3点目につきましては、あくまでも道の駅整備に時間を要する場合ということであり、今現在では検討しておりません。

4点目につきましては、北海道ワインと協議をさせていただいておりますが、今のところ具体的なお話をできる段階ではありません。今後とも協議を続けさせていただきます。

5点目につきましては、農産物の直売は、予定していたイベントでの直売が新型コロナウイルスの影響により中止となっております。

しかしながら、ウラウスワイナリービジットという町内でワインを楽しむイベントを開催しており、ホームページなどで情報発信に努めております。

6点目の分散型交流施設につきましては、これまで集客機能の集約化を図って観光客を呼び込もうとしていた観光形態を、3密回避ニーズなどを考慮し、観光施設の分散化と回遊性を重視した観光形態に検討を見直したものであります。

鶴沼地区を中心に全町的な観光資源をつなぎ合わせ、回遊性を持たせるよう検討を行っておりますので、アフターコロナを考えた観光戦略となっているところでございます。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の質問について再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私たちが大変なストレスを抱えているというのは、町長と共通の認識を持たせてたと思います。

そのストレスの原因は何かということを考え、そのストレスを緩和するために何をしたらいいかということを考えていかなければならないと思うんですけども、ストレスを抱えているその理由は、私たちが安心を得られていないからではないかと考えます。

先が見えない中に我慢の生活を長時間継続するのは本当にしんどいことでありまして、孤立すればなおのこと感じることであります。

このストレスを緩和するためには、正しく恐れることとよく言いますけれども、まず正しい知識を得ることが私たちは必要ではないかと考えております。

それは空知管内での新規感染者数の累計ですけれども、毎日新聞に載っておりますけれども、もう325名でしたか、本日の新聞にもそれを超えてきておりまして、空知では毎日1けた台か十数人というときもありますけれども、新規感染者がまだまだ出ておりまして、落ちついてはいるのかもしれませんが、油断はならない状況であると思います。

人口2,500人の奥尻島で50人の感染者が出たという事例もあるわけですから。

空知管内で確認された正しい感染者情報が欲しいんですけども、新聞などを見ても岩見沢市だけは出るんですけども、あとは公表されていないんですよ。

もう足元まで感染の危険が近づいているという感覚が私たちにはあります。もう空知管内でこういうところで発生したという、もちろん個人情報を守った上での情報で構わないのですが、そういうものが見られる場所というのがあればいいなと思います。ぜひ公表していただきたいと思います。

本町には高齢者施設や障害者の施設がありまして、このような情報を知り

たいという要望もあるようであります。それを知ること、共有することで有効な対策をとれるということも聞いたことがあります。

行政ではこの公表というのはいかなるのかどうか、そこを伺いたいです。

次に、自分が感染するかもしれないという不安、これを解消する、緩和するには、このことをしっかりと事実を受けとめるための心の準備が必要ではないかと思えます。

自分が感染したらどうなるのかということを知っておきたいと思えます。

空知では、この管内では医療施設は逼迫しているのかどうか、軽症、中等症の場合は入院か宿泊施設か自宅療養になるのか、それさえもはっきりわからないですね。

そのあたりの情報を得られればと思えます。行政の方で発表していただいてもいいのではないかと今は考えております。

それとともに、感染者への差別や偏見をなくす、そういう啓蒙に取り組むということは今必要ではないかと。

先ほど、町長は、初の感染者が出た場合に発信をする、そのようなことを考えているということでありましたけれども、まず今まで感染者が出なかったということは、浦臼町の町民が感染防止の努力をしているということにまず感謝すべきでありますし、感染者が出ていないことでのプレッシャーといえますか、自分が第1号になりたくないという思いはだれにもありますから、体調が悪いときでも悪いと言いやすい環境、これをつくるには差別や偏見をなくすという、そういう啓蒙が町長からのお言葉であると私たちは安心できるのではないかなど、そういうことを発信していただきたい、それが町民の安心につながるのではないかと私は考えております。

発信する方法について、幾つか検討されたでしょうかというところを伺いたいです。再質問ではですね。

齊藤町長だったらブログをいつも書かれていた、あとは防災無線という方法もありますし、SNSという、前もこれを活用したらどうですかと、双方向で交流ができるのではないですかという質問をしたと思うんですけども、いろんな方法について検討されたかどうかお聞きをしたいと思います。

町長、町政懇談会も延期になりましたし、今自分の町がどうなっているかというのを今の段階でも町民に伝えることはできていませんよね。

コロナ禍という災害の中に私たちはいるんだということを認識すれば、もう少し強いリーダーシップを持って、町民に今発信すべきではないかと私は思いますが、それについての見解をもう一度お聞きしたいと思います。

高齢者の対策については、災害時であると考えても、孤立を防ぐためには本当は人とのつながりが重要になってきますけれども、コロナの場合は人との接触がリスクを高めるということで問題が複雑化しております。

住民同士のかかわり合いが期待できないとなれば、やはり保健師の介入などを検討してみてはどうかと考えたんですけども、今の答弁ではその点に

おいてはもう抜かりなく保健センターの方での対応が大変きめ細かくやられているなど感じました。

心のケアの重要性、人と会話することの重要性が共有できたかなと思いますので、これは今後ともずっと継続し続けてほしいと思います。

以上です。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

何点かご質問ありましたので、順次お答えいたしますけれど、まだ正しい情報が町にはあるのかというお話ですけれど、町にはその町で発生した、例えば浦臼町で1名発生しましたよという場合にだけ振興局から直接電話が私にかかってくるというだけでありまして、他の町の状況につきましては皆さんと同じで、新聞、テレビで見るだけでございまして、町が発表していないのか、本人が拒否されているのか、ちょっと判断つかないところはあるんですけれど、極めて公にされているところは大きな町しかないというのが現状でして、伝えるにも本当に年齢、性別を隠した上での1名とか、そういう形、テレビ、新聞と同じになってしまいますので、余り防災無線等での方法は意味はないのかなと思います。

もう1点の感染したらどうなるのかということでございますけれど、当然感染症でありますので、感染を聞いたからといって、役場の人間がその方の家に行ってどうこうというのはなかなかできないと考えておりまして、発生すればすべて保健所からの指示で私たちは動くものと考えております。

ですから、その方が自宅待機になるのか、あるいは札幌市、旭川市等で用意されているホテルというのですか、一時避難所みたいな形になるのか、症状があれば入院という形にもなるんでしょうけれど、すべてその状況に応じて、保健所が判断して私たちがどこまでサポートできるのかわからないですけれど、かかわっていくということになりますので、なかなか事前に感染したらこうなりますというのは言いづらい部分があります。

当然、職員も感染する可能性があるわけですから、すぐ近づいてどうか、ご家族の方も例えばPCR検査が終わるまでは感染、非感染がわからないわけですから、本当にじれったいといいますか、わかってもなかなか何もできないというのがこの病気の実態でありまして、なかなか積極的なかわりが保健所の指示によってしかできないという状況にあると思っております。

濃厚感染者等につきましても、すべて保健所がだれだれだれという形で認定というのか、決めるという話も聞いておりますので、その方々の処遇につきましても自宅で待機していただくのか、そのあたりについても保健所さんの指示によるところになると思っております。

3点目、町長の言葉といいますか、メッセージというところなんですけれど、本当にどのタイミングがいいのか、ちょっと決めかねているところはあ

りました。

発生した段階で、砂川市の善岡市長が市立病院で発生したときにすぐメッセージを出したというのは、御存じないですかね、確認しておりますけれど、出たタイミングがいいのか、例えば年が変わろうとしているこのタイミングがいいのか、正しく恐れるということを先ほど言いましたけれど、怖がらせてもだめだとは思っておりますので、この難局を乗り越えましょうという意味合いのものを年末なのか、今月中にでも出せればと考えています。

あと保健師の対応につきましては、おっしゃられたとおりでございます。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

今の町長のお言葉を聞きながら、ますます何か、じれったいというか、なぜ公表できないのかなというところは、まだじくじたる思いですけども、ぜひ保健所としっかり連携をとりながら、医療機関が私たちお世話になる、どうなっているのかということぐらいはきちんと行政の方で把握していただいて、その点で安心できるかどうかと決まると思うので、そこはお知らせ願いたいなど、だめなんですかね、思いますけれども、保健所さんとぜひ密に連携をとっていただきたいという思いがあるということですね。

あと、発信の時期なんですけれども、先ほどの差別や偏見をなくすというのをホームページでも載っているよとおっしゃったんですけども、そうではなくて、町長の口から町民に対するメッセージとして、そこはしっかり発言していただきたいなと思いますし、相談窓口というのが、特に設けてはいないけれども、それぞれの部署で丁寧に対応していただけるというのであれば、相談しやすい環境が浦臼町にあるんだよというメッセージもぜひ発信していただく、そういうことで町民の安心、いつでも精神的に落ち込んだときも聞いてくれるところがある、困ったときもどうしたらいいかという、経済的に困ったときの支援の窓口もあるという、そういう安心感も必要かと思えますので、そういう環境を整えているよという、そういうメッセージは必要かなと考えておりますが、発信する時期については今月中ということではありますが、内容についてももう少し検討していただいて、私たちが安心を得られるような情報が少しでも今言われたよりも探していただいて、見つけていただいて、発信していただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

保健所とのかかわりについては、担当課長からちょっとお話しをさせますけれど、メッセージにつきましては、人それぞれ考え方があるかと思うんですけど、発生したときには偏見ですとか差別についてはメッセージとして

発信したいなどは思っておりましたが、それが事前がいいのかどうか、そこも含めてちょっと検討させてください。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

保健所のかかわりについて、私の方からご説明申し上げますが、保健所の職員の方とはほぼ毎日ではないですけれども、連絡はとり合っております。

ただ、コロナに関しまして、保健所が非常に激務になっておりまして、今こういう患者が発生したという、病院ですとかそういうところでクラスターが発生しているけれども、どこに入院しているんですかですとか、ホテルは旭川市なのか札幌市なのかというようなことも聞いたことはございましたけれども、症状によって違うということはお答えいただきましたが、一律に札幌市に行くとか、旭川市に行くということはお答えできないということをお答えいたしましたし、公表は本当にできないんですということはずっと言われている状態で、私たちも非常に歯がゆく思っているところなんですけれども、症状が気になるというときには、道新等にも出ていましたけれども、まずは24時間体制の北海道新型コロナウイルス感染症の健康相談センターというところの電話番号が発表されておりますので、もし発熱した場合はそこに電話をされて、どこにかかったらいいのかということもご相談に乗っていただくという形に今は体のことに関してはそういうことになっています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

それでは、2点目の再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

ことはシカの群れをを本当によく見かけたんですけれども、そのような感じはありませんでしたでしょうか。

59頭ですか、捕獲したとありましたけれども、実感がわからないというのが一つあります。

もう一つ、町民感情としましては、柴田議員の質問を聞いていて思っていますけれども、ジビエ施設ができて、地元の私たち住民が恩恵があったと感じられるかどうかなんですけれども、提示させていただいた資料でも隣町である新十津川町の場合、浦臼町に搬入された頭数だけで年間209頭もあります。

実際には、これ以上に捕獲していることになると思います。新十津川町とすれば、今まで焼却処分していた経費が大幅に削減され、駆除数も予想ですけれどもふえているとしたら一石二鳥、万々歳と言えるのだらうなと思うんですよね。

それに比べて、浦臼町はどうだろうとやっぱり考えてしまって、想定以上

によそからのという言い方は違うかもしれませんが、町外からのシカが搬入されたために、減量化の施設の処理が間に合わずに産廃の費用が当初予算よりも大幅にふえまして、先ほどから申し上げているように、11月25日の臨時会において250万円の追加措置がなされたところであります。

事業者は減量化施設の使用料が免除されているため負担は一切ない。年間796頭、この業者は処理しておりますけれども、そのうち浦臼町分は32頭という結果で、25分の1だとなるんですけれども、浦臼町は果たして恩恵をもらっているのかなという心理ですね。

町外から持ち込まれた分に手数料をとるという柴田議員からの意見になるのかなと思います。

いろいろ検討した結果、他の市町からの利用料は取れないということにはなったんですけれども、アイマトンさんからの減量化施設の使用料は今は免除されておりますけれども、5年間相当ということではありますが、ことしの状況を見てもこれは取るべきではないかなと、そこは検討していただきたいと思いました。

再質問としましては、私はこの加工施設の必要性について議論しているころから、事業の効果を検証するためにも実態に即した調査、農業被害の調査をしてくださいと言いつけてきました。

肌感覚でシカがふえたと今私はそう感じると言っていますけれども、それを証明するものが具体的に被害こんなにふえたと言えないからであります。

きちんと聞き取りをして、数字として残していただき、次年度に、ではこの被害をこれだけ抑えるために捕獲の目標頭数を決めるとか、みんなそうしていると思うんですけれども、捕獲の目標を少しずつ上げていくとか、だんだんそれをクリアしていくという対策をとっていかないと、農業者は、幾らこんなに被害があるんだと言っても、役場は何もやってくれないんだよとなるのではないかと思います。

このジビエ事業が成功しているかどうかについても、浦臼町の農業被害がどれだけ減ったかということによって効果があったと町民が感じるのではないかと思いますので、それを評価してもらうためにも、やはり本格的に聞き取りをして調査する、そういうことをしてほしいと思いますが、調査する気があるのかなのか、そこについて伺いたいと思います。

国のサポートという点では、捕獲シカ1頭当たりの交付金の増額について、ちょっと書いてあったんですけれども、交付金が上がるのでしょうか、そういう情報はありますか。

加工施設に入れる、入れないによって金額が変わるのかどうか、ここのところ変化があったのかどうか伺います。

あと、農水省では鳥獣被害防止総合対策交付金というのがあるはずで、これは侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入経費などに支援がなされるようなので、こういうものは使えないかどうか、浦臼町で。そのところを伺いたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、調査の方法につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、実態を把握するのは大変難しい状況にありまして、中山間事業を通じまして、農業者皆さんに被害の実態調査を毎年出しておりますが、農家の方におかれましても、実際のその被害のところがなかなか出しづらい、それと本当に肌感覚に近いというところの数字しか出てこないのが実情でありまして、実際の被害の金額について出すのは非常に困難かなと思っております。

皆さんに聞き取りの調査をとということもあるんですが、そのときの調査票もしくは聞き取りにこれが本当にシカの被害だ、もしくはアライグマの被害だというのが皆さんははっきりお答えいただけるかどうかというところでの実態の把握というのはちょっと難しいのかなと考えております。

調査をやることについては、毎年中山間を通じてやっていますので、それ以外にもまだ何か必要であれば実態調査をすることは可能なのかなと考えております。

それから、国のサポートのところで、金額のところについてはちょっと私のところ、まだ金額の変更について情報が来ていませんので、それについては情報を確認したいと思います。

それと、国の鳥獣の交付金で侵入防止柵等の交付金のメニュー、あるにはあるんですけども、実際には設置するところまでの交付金の支援はあるんですけども、設置した後の管理につきましては当然設置された方の管理となりまして、防止柵等の管理については相当な労力を必要とするというところと、延長的にも相当長い延長になりますので、それを皆さん管理していただくというところで、実際その効果があるかどうかというところと労力との意味合いになるのかなと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

調査についてはできないこともないような言い方だったんですけども、本当にそこがシカにやられたかどうかというのは、見ていただければ足跡とかも確認できますし、被害があったようだという連絡が入れば来ていただけていますよね。

役場の方も来て、確認していただいて、これシカの被害だと、それは認定することというか、それはお互いに足跡などを見ればできるのではないかなと思います。

一度、農業者の被害があるよという皆さんとお話をされたらどうかと思います。

今、侵入防止柵についても本当の労力大変なんだよと、本当にできるのかなというお話があったんですけども、実際みんなやっていますから。そんな長い距離はやらなくても、もう本当にトウキビなどもすぐ食べられてしまうので、多くの方が電牧柵やられています。

その労力の大変さというのもわかっているけれども、それにしてももう被害を何とか抑えたいということでやられていますので、本当にそれが必要かどうかということはきちんと話をされて、農業者の意見もきちんと聞いていただけたらなと考えています。

人材育成ということで、ハンターのそういうこともやっているという答弁だったんですけども、浦臼猟友会との関係が難しく、人材をふやすということがなかなか厳しい状態なんだなということは、私にもわかりますので、また別の方策ですね、やはり防止策は必要ではないかなと私は思うんですけども、こっちの方向でやられたらいいかと思えますし、ぜひ農業者の皆さんとお話をしていただきたい、そのように思いますがいかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ご質問にお答えいたします。

農業者の方々とお話というのは、いろいろな機会を通じてお話する機会もありますし、改めて集まっていたくということも含めてちょっと検討させていただきたいと思いますが、電牧柵の話もそれぞれ個人の方でやられている方というのを知ってはおります。

これが交付金を受けてやるとなったときに、交付金を使ったときの効果というところの話になってくるのかなと思います。

農家の方個人でやっている面積、延長で効果が得られるということであるのかどうかというところの検討とかも必要になってくると思いますので、取りまとめというか、いろんな皆さんの意見を聞きながら、必要な量、そういうところを検討していきたいと思います。

それと、人材育成につきましては、先ほど答弁の中にありましたとおり、それぞれ助成をしまして、わなの免許を取りにってもらったり、農業者の方にも昨年も取りにってもらって、くくりわなの貸し出し等も行っておりますので、そういうところでちょっとずつすそ野が広がっていけば、捕獲の実績も上がっていくのかなと考えております。

以上です。

○議 長

それでは、3点目の再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

産業観光推進グランドデザインが停滞しているのではないかと質問なんですけれども、東藤議員の最初の質問にありましたけれども、道の駅の業務が温泉に移ったことをどう理解すればいいのかというところで、地元の人でも観光客も戸惑っているのではないかと思います。

東藤議員への答弁では、これは新しい道の駅ができるまでの仮設的な措置と言っていたかと思うんですけれども、それがいつまで続くのかというところで、道の駅が今後どうなるのかというところをはっきりとスケジュールを示していただきたいと考えている理由なんですけれども、もとの道の駅にゆめやが入ることになったんですけれども、この使用を許可されたのは、老朽化している施設なので修繕ということはしませんよと、それでもよければ使ってよろしいという、そういう担当のお話であったので、私たちはそれでもゆめやにしても高齢化や施設が手狭になったことなどもあったので、やはり広いところに移りたいというところで、大丈夫ですと、使いたいということで10月から使わせていただいているんですけれども、私たちにしても不安なんですよね。

これ、老朽化ってどのぐらいなのかと、まだ使い始めて1カ月ぐらいしかたっていませんし、今は使用しておりませんのでわかりませんが、雨漏りもすると聞いていますし、あと何年この施設がもつのだろうという不安を抱えたまま施設を使わせてもらおうと決めたんですけれども、そのゆめやにも苦情といいますか、道の駅つるぬまと書いてありますから、スタンプを持った方が、1カ月の間だけでも何人も来られて、道の駅だろう、ここはと言われたんですけれども、そういうこともあり、道の駅つるぬまという看板は外していただけるそうです。今度ですね。

ということは、道の駅つるぬまはどこへ行ったんだということにならないですかね。

温泉の方で今その業務をやっていただいて、スタンプなども置いていただいていますけれども、令和3年からの道の駅の指定管理者がいなくなるわけなんですけれども、それでも温泉でやっていただけるのかどうか、継続してやっていただけるという話がついているのかどうか、その辺についても伺いたいですね。

宙ぶらりんな状態というのは、見た目にもそう見えますし、地元もどうなっているんだろうという思いもあっての東藤議員の質問だったと思います。

こういう状態をいつまでも続けていくわけにはいかないと思うので、どういうスケジュールで動いていくのかというのをはっきりした町長の口からお言葉が必要かと思います。

先ほどから、年が明けたら早い時期にと申されているんですけれども、もうそのときは来ていますよというところをお聞きをしたいと思います。

本当でしたら、2019年に基本計画ができ上っていたはずで、ことし2020年はもう基本設計のはずだったんですけれども、このスケジュールが

どのくらいおこなっているのか、何年後にそういう基本設計、実施設計が行われるのか、そこまでお話しをしていただけるのでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

これまでもお話ししてきましたとおり、明確な年というのは今の段階ではお話しはできません。

私が町長に就任したときに、執行方針の中でもお話ししましたけれど、見直し案も含めた中で再検討させていただきたいということで、ことしの予算もつけさせていただきましたので、その18年、19年の流れのまま今に至っているという感覚ではいません。

新たな形での提案もさせていただいて、それにご意見をいただきまして、最終的に決定していきたいと考えておりますので、今の段階でも春に説明した内容で、もう来年から実施設計に入るですとか、建築に入るですとかという具体的なスケジュールは今の段階ではお話しはできません。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

では、これだけお聞きしたいと思います。

グランドデザインの報告書の中に、道の駅、温泉、公園、すべてを再整備しなければならぬと提言があったんですけども、その部分ですね、すべてを再整備するんですか。そこを聞きたいと思います。

このコロナで観光対策の見直し、そういうのも出ていますので、難しいことはわかります。観光でもいろいろな人が浦臼町に来てくれるという時代では、アフターコロナの中で難しいとは思いますが、でもこの観光事業をうまく回すことによって、浦臼町民がそこに全員がかかわるような施策にすれば、浦臼町住民の福祉の向上にかかわる、福祉が向上してくる、そういう意識で私は町長が主体性を持ってもっと取り組んでいただきたいと思いますが、再整備を全部するののかというところでお聞きしたいです。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

したいとは当然思っております。

ただ、現実的には莫大な経費がかかるのも、当然もう少しで見えるような形になってきますので、果たしてその莫大な経費を短期間というのは多分難しいと思っておりますけれど、例えば10年計画なりで整備をしていくという方向性が見えれば、すべてに手をつけていきたいとは思いますが、そ

のほかにも駅前開発ですとか、診療所の新築ですとか、やりたいことがほかにもありますので、それらとも重ならないような形で順次整備していくとなると、やはりかなりの時間がかかるかとは思っておりますので、どこまでやるか、いつまでやるかにつきましては、とりあえず今構想を練っていただいている中、それができた段階でまずこの先についても判断をさせていただきたいと思っております。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、休憩としたいと思います。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時02分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第52号

○議 長

日程第10、議案第52号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第52号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,724万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,005万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年12月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1. 追加でございます。

事項、新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成金、期間は令和2年度

から令和3年度、限度額400万円でございます。

本事項につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施する中小企業を対象とした利子補給事業について、令和2年度から令和3年度までの2カ年を助成対象として継続的に実施するため追加するものでございます。

事業概要につきましては、歳出予算の補正において後ほどご説明させていただきたいと存じます。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。9ページをお開きください。

主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費、1項3目企画費、補正額86万円の減額でございます。10節需用費におきまして、かねてから町民の皆様より配付申し込みを受け付けておりましたJR札沼線記録映像DVDの増刷経費として印刷製本費を追加するとともに、18節負担金補助及び交付金につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本年度の事業実施を見合わせました友好町親善交流事業助成金及び町民まちづくり活動応援補助金をそれぞれ減額するものでございます。

5項2目浦臼町長選挙費、補正額145万円の減額でございます。本年4月執行の浦臼町長選挙に係る予算執行額の確定に伴い、各節における不用額をそれぞれ減額するものでございます。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額88万円の追加でございます。令和3年4月に施行予定となっております障害者総合支援法の改正及び3年に1度の障害福祉サービス等報酬の改定に対応するため、障害者福祉システムの改修業務を委託するものでございます。

次のページをお開きください。

3項1目老人福祉総務費、補正額91万6,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本年度の開催を中止といたしました敬老会に係る経費の不用額を各節よりそれぞれ減額するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額157万3,000円の減額でございます。本年度の認知症健診、いわゆるゆうゆう健診につきまして、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、東京都からの医師団の招聘を取りやめ、町職員にて実施とする方式に変更したことに伴い、謝礼等執行予定のない予算をそれぞれ減額するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額499万3,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金に係る予算の補正についてご説明申し上げます。

商工振興事業補助金につきましては、商工会事務局の経営指導補助員に係る賃金相当部分が予算額より減額となったこと等、補助金額の確定に伴い不用額を減額するものでございます。

次に、中小企業振興資金利子補給補助金でございますが、本年度の利子補給事業につきましては、当補正予算において新たに計上してございます新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成金への振りかえにより執行とするため、減額措置するものでございます。

次に、中小企業振興助成金につきましては、施設等の整備を助成対象とする新規の申請に対し、助成金を交付するため規定予算に対し不足額を追加計上するものでございます。

4点目、新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成金につきましては、コロナ禍における急激な消費の落ち込み等の影響を受けている町内事業所の経営継続に係る資金確保を支援するため、既存借入金及び本年の新規借入金に係る返済利息の全額を補助する利子補給助成金を新たに計上するものでございます。

助成対象資金は、コロナ関連貸し付けとして実質無利子化とされる融資以外の資金とし、助成対象期間は本年度から来年度までの2年間とするものでございます。

助成金につきましては、事業実施主体となります商工会へ交付するものでございます。

2目観光費、補正額215万5,000円の減額でございます。12節委託料につきまして、本年9月末をもって指定管理を終了いたしました道の駅つるぬまの管理運営業務委託料及び現地調査の結果、隔年実施とすることといたしました樺戸連峰登山道刈払業務委託をそれぞれ減額するものでございます。

次のページをお開きください。

7款土木費、1項4目除雪対策費、補正額1,593万円の減額でございます。17節備品購入費におきまして、雪寒機械、ロータリー装置つき除雪ドーザの入札減相当額を減額するものでございます。

3項2目公営住宅管理費、補正額18万7,000円の減額でございます。14節工事請負費につきまして、中央団地外構舗装改修工事の執行残を減額するとともに、21節補償補てん及び賠償金につきましては、ひばり団地建てかえ事業に伴い来年度以降に移転対象となる予定の世帯が前倒しにより本年度に移転を希望されたことによります移転補償料2戸分を追加計上するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額40万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、奈井江・浦臼町学校給食組合において栄養教諭として採用されておりました奈井江町会計年度任用職員が浦臼町立学校において実施する食育授業等浦臼町に係る業務に従事する人件費相当分いたしまして、奈井江町に対する派遣負担金を追加計上するものでございます。

歳出合計1,724万8,000円の減額でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

主なものについてご説明申し上げます。

12款使用料及び手数料、1項2目産業使用料、補正額225万9,000円の減額でございます。本年度における開園期間終了に伴い鶴沼公園使用料が確定したことにより減額するものでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、バンガロー及び各種ボートの貸し出しを取りやめたこと等利用制限に伴い大きく減額となったものでございます。

13款国庫支出金、2項5目土木費国庫補助金、補正額370万円4,000円の減額でございます。雪寒機械購入事業に係る社会資本整備総合交付金につきまして、歳出予算の減額にあわせてその財源についても減額するものでございます。補助率は3分の2でございます。

14款道支出金、2項6目商工費道補助金、補正額300万円の追加でございます。プレミアム付商品券発行支援事業費補助金といたしまして、本年度商工会において発行いたしましたプレミアム付商品券に係るプレミア率35%のうち10%分に相当する北海道からの補助金を計上するものでございます。

19款町債、1項2目土木債、補正額1,340万円の減額でございます。雪寒機械購入事業に係る歳出予算の減額にあわせてその財源となる過疎対策事業債につきましても減額措置するものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額64万円2,000円の減額でございます。財源調整に伴い財政調整基金への繰り戻しを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の1,724万8,000円の減額となっております。

以上が、議案第52号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第52号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第53号

○議 長

日程第11、議案第53号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第53号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定する。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、公職選挙法の一部改正に伴い町村の選挙において立候補にかかわる環境の改善を図るため、選挙公営の対象が拡大されたことから、本条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

町村の選挙につきましては、都道府県や市の選挙とは異なり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となっておりましたが、全国町村会町村議会議長会の要望を受けて、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、公職選挙法が改正され、条例による制度化により選挙公営の対象となりました。

なお、本条例につきましては12条で構成をしております。

まず、初めに、第1条ですが、条例の趣旨を定めるものでございます。公職選挙法の規定に基づき、浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して、必要な事項を定めることを定めております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担を定めるもので、候補者は6万4,500円に候補者の届け出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて、出た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるも

のとします。

ただし、選挙公営を受けることができるのは、供託物が没収とならない候補者に限られ、このほかの選挙公営の対象についても同様となります。

なお、供託物没収点は町村議会議員については、有効投票総数を議員定数で除し、さらに10で除して得た得票、浦臼町長選挙につきましては、有効投票数を10で除して得た得票となり、選挙公営を受けるためにはそれ以上の得票が必要となります。

また、この条例で定める単価等の金額、算定方法につきましては、公職選挙法施行令の規定に準じて定めております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届け出を定めるもので、選挙運動用自動車の公費の負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、浦臼町選挙管理委員会に届けることを定めております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、町は有償契約の相手からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うこととなっております。

また、1号につきましては、一般乗用旅客自動車運送業者との契約の場合でございますが、1日当たり6万4,500円までとなっております。

2号につきましては、一般運送契約以外の契約である場合を定めておりまして、アにつきましては自動車の借り入れ1日当たり1万5,800円まで、イにつきましては燃料代1日当たり7,560円まで、ウにつきましては運転手の報酬1日当たり1万2,500円を支払うことを定めております。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定を定めるもので、同一の日につき一般運送契約とそれ以外の契約が締結されたときは、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用することを定めてございます。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担を定めるもので、第8条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができるものとします。

選挙運動用ビラの頒布につきましては、これまで町村議会議員選挙では認められませんでした。今回の改正で認められることとなりました。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出を定めるもので、選挙運動用ビラの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価が7円51銭を超える場合は7円51銭に公職選挙法で定められた枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額を町は有償契約の相手からの請求に基づきまして、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

なお、公職選挙法で定められましたビラの作成枚数の上限は、町村議会議員選挙につきましては1,600枚、浦臼町長選挙については5,000枚

となっております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を定めるもので、第1条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができるものとします。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届け出を定めるもので、選挙運動用ポスターの公費の負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価が525円6銭にポスター掲示用の数を乗じて得た金額に5万円を超えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額を1枚当たりの単価の限度額とし、ポスター掲示場の数を限度として乗じて得た金額を町は有償契約の相手からの請求に基づき契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

なお、直近の選挙における町のポスター掲示場の数は25カ所となっております。

第12条は、委任の規定を定めるもので、条例の施行に必要な事項は選挙管理委員会が定めるものと定めております。

附則、この条例は、令和2年12月12日から施行するものでございます。

以上が、議案第53号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてのご説明です。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第53号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第54号

○議 長

日程第12、議案第54号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案第54号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町後期高齢者医療に関する条例（平成19年浦臼町条例第25号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、同法に規定されていた「特例基準割合」が、利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことによる改正でございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料1ページをお開きください。

附則第2条第1項について、全文改正を行っております。

特例基準割合を延滞金特例基準割合という名称に改正するなど租税特別措置法の改正に沿った改正を行っております。

第2項につきましては、延滞金の割合がゼロ%となることのないように、年0.1%未満の割合であるときは年0.1%とするための規定を追加しております。

議案の9ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

第1項で、施行期日を令和3年1月1日に定めております。

第2項で、施行期日の期間に対応する延滞金については改正前の取り扱いになる旨の経過措置について定めております。

以上が、議案第54号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第54号 浦臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第55号

○議 長

日程第13、議案第55号 浦臼町下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案書の10ページをお開きください。

議案第55号 浦臼町下水道条例等の一部を改正する条例について。

浦臼町下水道条例等の一部を次のように改正する。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和3年度から浦臼町特定環境保全公共下水道事業の経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るために地方公営企業法の財務規則等の一部を適用し、公営企業会計へ移行することに伴い改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町下水道条例等の一部を改正する条例でございます。

改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は6条立ての改正としております。順に新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の2ページをお開き願います。

第1条の改正につきましては、浦臼町下水道条例の一部改正でございます。条例第3条ただし書き中「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」に改める改正でございます。

3ページをお開き願います。

第2条の改正につきましては、浦臼町公共下水道設置条例の一部改正でございます。

条例第3条を第10条とし、第2条を第9条とし、第1条の次に次の7条

を加える。

第2条に法の財務規定等の適用、第3条に経営の基本、第4条に重要な資産の取得及び処分、第5条に議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条に会計事務の処理、第7条に議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第8条に業務状況説明書類の提出を加える改正でございます。

5ページをお開き願います。

第3条の改正につきましては、浦臼町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例第3条第1項中の「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」と改める改正でございます。

6ページをお開き願います。

第4条の改正につきましては、浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

条例第2条第7号中の「農業委員会」の次に「、公営企業」を加える改正でございます。

7ページをお開き願います。

第5条の改正につきましては、浦臼町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。前条例と同じく条例第2条第2号中の「農業委員会」の後に「、公営企業」を加える改正でございます。

8ページをお開き願います。

第6条の改正につきましては、浦臼町特別会計条例の一部を改正する条例でございます。

条例第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする改正でございます。

議案書の13ページにお戻り願います。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上が、議案第55号 浦臼町下水道条例等の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第55号 浦臼町下水道条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第56号

○議 長

日程第14、議案第56号 奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹(明日見将幸君)

議案書の14ページをお開き願います。

議案第56号 奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更について。

地方自治法第252条の7の第2項の規定により、奈井江町ほか3団体公平委員会規約を次のように変更する。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、奈井江町、浦臼町、奈井江・浦臼町学校給食組合、空知中部広域連合の4団体により共同設置している当委員会から、奈井江・浦臼町学校給食組合が解散に伴い脱退し、3団体による事務処理を行うため、本規約の一部を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

奈井江町ほか3団体公平委員会規約の一部を変更する規約でございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、別冊参考資料の9ページをお開き願います。

まず、初めに、題名の改正につきましては、「奈井江町ほか3団体公平委員会規約」を「奈井江町ほか2団体公平委員会規約」に改めるものでございます。

第1条の改正につきましては、「奈井江町 浦臼町 奈井江、浦臼町学校給食組合空知中部広域連合」を「奈井江町 浦臼町 空知中部広域連合」に改めるものでございます。

第2条の改正につきましては、「3団体」を「2団体」に改めるものでございます。

議案書の15ページにお戻り願います。

附則、この規約は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用するものでございます。

以上が、議案第56号 奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い

申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第56号 奈井江町ほか3団体公平委員会規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第57号

○議長

日程第15、議案第57号 砂川地区保健衛生組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

議案第57号 砂川地区保健衛生組合格約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、砂川地区保健衛生組合格約を次のように変更する。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、砂川地区保健衛生組合が共同処理する火葬場施設に関する事務の構成団体に奈井江町及び浦臼町を加えるため、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料10ページをお開きください。

第4条について、全文改正を行っております。

来年度から浦臼町と奈井江町が火葬場施設に関する事務についても砂川地区保健衛生組合で共同処理することになり、ごみ処理施設に関する事務と同じ構成団体になることから、第1項で規定していた共同処理する事務による

構成団体の区分を削除し、第2項及び第3項で規定していた組合の共同処理する事務の内容を新たに第1項にまとめ、号立てとする改正を行っております。

議案の17ページにお戻りください。

附則、この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上が、議案第57号についての説明です。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第57号 砂川地区保健衛生組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第58号

○議 長

日程第16、議案第58号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝陸己君）

議案のご説明の前に、議案書に訂正箇所がございますので、訂正をお願いしたいと存じます。

議案書の20ページをお開き願います。

過疎地域自立促進市町村計画参考資料【変更】の表中、下から2行目の下線を付してある表記としております左側より3列目、事業内容の欄でございます。

事業名、「高度無線環境整備整備推進事業」との記載がございますけれども、二つの整備の文言のうち一つを削除いただきまして、「高度無線環境整

備推進事業」に訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案書の18ページをお開きください。

議案第58号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、今般上程いたしました浦臼町過疎地域自立促進市町村計画へ新たな事業を追加する変更につきましては、計画全体に及ぼす影響が大きいものとして、市町村計画の変更手続において、議会の議決を要するものとされております事業の追加または中止や大幅な事業量の増減に該当する計画変更であるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

(別紙様式4) 過疎地域自立促進市町村計画【変更】をごらんください。

3、交通通信体系の整備、情報化及び世代間交流の促進の施策区分において、事業名に(6)といたしまして、電気通信施設等情報化のための施設、その他情報化のための施設を追加するものでございます。

事業内容につきましては、高度無線環境整備推進事業、いわゆる光ファイバー等の整備事業を追加するとともに、事業主体といたしまして、東日本電信電話株式会社をあわせて追加するものでございます。

次のページをお開きください。

(別紙様式5) 過疎地域自立促進市町村計画参考資料【変更】でございます。事業費の追加についてご説明申し上げます。

表の右側、変更後の欄にございます下線つきの部分が事業費の追加でございます。自立促進施策区分の2、交通通信体系の整備、情報及び地域間交流の促進、事業名(6)電気通信施設等情報化のための施設、その他の情報化のための施設、事業内容、高度無線環境整備推進事業、光ファイバー等整備、事業主体、東日本電信電話株式会社の各項目を追加し、概算事業費といたしまして1億2,500万円、年度区分のうち令和2年度に同じく1億2,500万円をあわせて追加するものでございます。

概算事業費につきましては、令和2年浦臼町議会第3回定例会において議決賜りました令和2年度一般会計補正予算第7号における歳出予算補正と同額となっております。

次のページをお開きください。

21ページにつきましては、今般の事業の追加に伴う事業費小計及び総計欄の金額変更となっております。

以上が、議案第58号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第58号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時46分

○議 長

会議を再開いたします。

ここで、お諮りします。

会議時間は、午前10時から午後5時までとなっており、間もなく午後5時になりますが、提出案件も残りわずかでありますので、会議規則第9条第2項の規定により、このまま時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

それでは、会議を継続いたします。

◎日程第17 議案第59号

○議 長

日程第17、議案第59号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案説明の前に、1点訂正がございます。

「令和2年12月9日」の後に「提出」が抜けておりましたので、追加の訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第59号 指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年浦臼町条例第20号）の規定に基づき、施設の指定管理者として指定するにつき議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める事項につきましては、1、指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町立診療所。

2、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人ちむぐくる。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日。

以上が、議案第59号の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第59号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第60号

○議 長

日程第18、議案第60号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案第60号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める内容につきましては、1、指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町米穀乾燥調製貯蔵貯蔵等施設。

2、指定管理者となる団体の名称、ピンネ農業協同組合。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上が、議案第60号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第60号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第61号

○議 長

日程第19、議案第61号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

す。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案第61号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものであります。

議決を求める内容につきましては、1、指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館「ジュース等製造施設」。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社北海道アグリマート。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上が、議案第61号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第61号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第62号

○議 長

日程第20、議案第62号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案第62号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和2年12月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものであります。

議決を求める内容としまして、1、指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館「ブドウ果搾汁施設」。

2、指定管理者となる団体の名称、北海道ワイン株式会社。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上が、議案第62号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第62号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第63号

○議 長

日程第 2 1、議案第 6 3 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案第 6 3 号 指定管理者の指定について。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由につきましては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の指定管理者として指定する議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める内容につきましては、1、指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称、浦臼町田園空間博物館石造り倉庫。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社北海道アグリマート。

指定の期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。

以上が、議案第 6 3 号の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5 番（折坂美鈴君）

田園空間博物館石造り倉庫の指定管理についてであります。令和元年 9 月定例会で、監査委員から平成 3 0 年度一般会計歳入歳出決算審査意見書において、この施設の使用実態について調査する必要があると指摘しています。

指定管理者が行う業務には、開拓、その他の歴史に関する資料を収集し、保管、展示する業務となっております。それ以外に使われていたら目的外使用となるのではないかと指摘。

移動トイレのリース料となっておりますが、現在もリースしているのか、その必要があるのかという指摘もあります。

議会からも 1 2 月定例会では、平成 3 0 年度決算認定において、意見として監査委員の指摘事項についても検証し、整理して見直し検討をすることという意見をいただいております。目的外使用になっていないかどうか調査をしたのでしょうか。

令和 3 年からも同じ事業者が指定管理者となっておりますが、田園空間博物館として適切な管理ができているとは言えないのではないのでしょうか。

目的外使用になっていないかどうか、調査をしたのでしょうかという質問です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

総じて、指定管理者の町の条例、それから指定管理というそもそものがなかなか事業実態が見えないという側面が、これがつくられるときに議論としてありました。これは全体としてね。

それで、私が今回聞きたいのは、町の指定管理の条例の中に、8条では協定の締結、それから11条では事業報告書の作成及び提出と、こうなっています。

それで、この事業報告書の作成というところを我々が日常的にどう理解するかという点では、病院も、それから今農協の事務も、それからそうした関係にすべて言えることだと思いますが、町が求めているこの11条に対して、どれだけ正確に指定管理者が報告するかということだと思います。

それで、町もそのことを常時目を張りながら、適正な管理状況にあるのかというところを点検していかなければならない。それは私たちともども共有しながらいくということが大事だと思います。

とりわけ、今回歯科診療所が今の事態に至っている経緯も、それから内科医の診療所の問題も本当直近にならないと私たちは指定管理者を求めたけれど出てこない。何でというところに日々のこうした年々歳々の事業のありようが問われているのだと思うし、そこがやっぱり見えないところで時間ばかりたった結果だと思う。

したがって、私が今聞きたいのは、事業報告そもそものが今回このアグリマートさんが田園空間倉庫のかかわりについて、1、管理業務実施の状況、2、利用状況、それから利用料金の種々の状態、それから管理費、経費の収支状況、こうしたことというのは報告になっているのでしょうかということ。

○議 長

それでは、答弁お願いいたします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、目的外使用というところがございますが、事業報告ともあわせてということになりますけれども、事業報告を毎年いただいております、その内容として目的外使用があるとは認識しているところではありません。

ただし、利用状況につきましては、近年利用状況がほとんどない状況が続いております、その点については改善をしていかなければならないのではないかと考えております。

それと石造り倉庫が田園空間博物館の事業で整備しております、内容としては田園空間博物館としての使用ということになっていきますけれども、現在旧鶴沼小学校の方が建物が老朽化が進んでおります、そこも今休館し

ているような状況でありまして、その流れとの関係もありまして、現在利用がほとんどないというのが実態になっております。

この点につきましては、指定管理者とも協力しながら、今後利用促進を図っていくことは行政の立場からもしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

もう一度言いますけれども、この業務には開拓その他の歴史に関する資料を収集し、保管、展示する業務となっているんですけれども、目的外使用ではないという見解だったので、私とはちょっと見解が違うかなと思うんですけれども、もしきちんと管理されているということで、この業務を事業者がやっているということであれば、これは観光につなげなければならないと考えていますし、たくさんの人に来てもらわなければならないものだと思います。

しかし、町のホームページから田園空間博物館をクリックすると、現在閉館になっている歴史的農機具展示施設にしか行かないんです。ホームページからも石造り倉庫にはたどり着けないという状況でありますし、現在の周りの環境を見ても、田園空間博物館とは見えないというか、そういう活用の仕方にはなっていないと私には感じられます。

この田園空間博物館を、歴史的農機具展示施設も閉館になっておりますし、こちら活動の実態がないのであれば、やめるという選択肢はないのでありますか。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

お答えいたします。

まず、町のホームページとのリンクにつきましては、現状リンクされていないということなので、早急にリンクするようにしていきたいと考えております。

それから、使用実態につきましては、指定管理者が行う業務の中に1番として、今議員が指摘されましたとおり資料等に関する収集、保管というところもございまして。現状そういうところで足りない点があるのかもしれないので、今後指定管理者とも調整して協議して事業を進めてまいりたいと思います。

それと、廃止というところに関しましては、現状今すぐ廃止しますという話ではないのかなと思っております。

ただし、先ほど来、利用実績等のところも含めまして、今後運営の状況、運用等についても見直しが必要であれば検討していかなければならないのかなと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私、今鶴沼小学校の施設整備とあわせた田園空間という観点で、やっぱり考えるべきだろうと思うんですね。

これは町がどういう方向性を持って、どうつくり上げていくかというところが大事な部分だと思います。

学校の施設については、お話しあるように、老朽化をも含めて危険だということで休館していると。それがそのままになって、一体化した中でやっぱりあそこにある施設道具備品等をどれだけ残すかも含めて、照会を今までもたしかかけているはずなんだ。

だから、その必要なものを残しつつ、今の石造り倉庫に本来持っている歴史的空間博物館の品々を移設しながら、そこに展示物として設置していくと、そういうスタイルをやっぱり確立していく必要があると思う。

今回、この指定管理者で管理状態を見、それから状況を見るときに、そのまま、ずぶずぶで指定管理、5年間いいよ、三十数万円いいよという話では、これは町は一体何を考えているのというのが町民の視点なんですよ。

ですから、私どもはやっぱりちょっと変だよ、変だよ、変だよと、議員の皆さん方もどう思われているかわからないけれども、やっぱりそういう声が町民から聞こえるわけだ。

やっぱり、そこの視点で短期早急に本来ある形にしていくと。その形ができたときに指定管理としてふさわしい方をその中に指定管理者として町は推薦していくと。

今の形は経過の流れの中で、ずぶずぶで、今までやったからやりなさいと。屋根の雪おろしだけにトイレがあって、何も見せもしなければ、あけもしない、利用もされなければ何もしないのに、町は雪おろしだけで三十数万円、トイレ2個設置することをずぶずぶやるということ自体の考え方はやっぱりおかしいと、そうは思いませんか。意見とあわせてどうですか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

確かに、利用実態がないというのは報告でも明らかになっておりますし、今議員さんがおっしゃられた鶴小の施設、いずれ危険家屋にもなっておりますので、中のものを移設することになりますけれど、中身については文化財

保存会の方に見ていただいた経過がございまして、一応色分けというところまでは済んでおりますので、来年度ということになろうかと思えますけれど、石造り倉庫の方に移設、保管という形にはなろうかと思えます。

それをどのような形で展示する、公開するということにつきましては、これからの話になりますけれど、今ある保存されているものを移設するという部分につきましてはそのようにしていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。挙手してください。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

田園空間博物館石造り倉庫の指定管理について、反対の立場から討論をいたします。

この石造り倉庫は、歴史的建造物として貴重な町の資源であると思えます。

現在の状況は、田園空間博物館として観光客が見学に訪れたり、イベントに使用されることもなくなって久しい状況であります。

同じく、田園空間博物館として登録されている歴史的農機具展示施設も閉館しましたし、活動の実態のない田園空間博物館事業を継続する必要性を私は感じません。

この石造り倉庫についても、新しい利用方法について改めて検討していただきたいと思えますので、以上の理由で私は田園空間博物館石造り倉庫の指定管理者の指定について、必要がないことから反対といたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○8番（中川清美君）

私は賛成の立場から討論をいたします。

ただいまいろいろ質問事項もございました。確かにそういう点においては改良すべき点と私も認識をしているところでございます。

今までの経緯も踏まえまして、今後ますます管理者としての力を発揮されまして、この指定管理については選定委員会において厳正に審議されたということとなっております。

しっかりと今後管理をしていただいて、強く望み、私の賛成討論をいたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は意見を述べたとおりで、田園空間の本来持っている性格をしっかり町が示唆し、つくり上げていくと、この形をもって、こういうことをやってほしいんだということをやっぱり指定管理されんとする方にしっかり伝えていくという、その形ができたときから指定管理者とあがなうべき方に指定管理をしてもらおうと。

それまで今回のこの指定管理については何をやるわけでもない、雪おろしだけで指定管理させるようなものだ、こんなのは許されません。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第63号 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第22 所管事務調査

○議 長

日程第22、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りいたします。

常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
したがって、令和2年第4回浦臼町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時15分